

第 2 期富士川町地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)

富士川町

令和7年3月

目次

第1章 計画策定の背景	1
1. 地球温暖化とその影響	1
2. 国際的な動向	2
3. 日本の動向	3
4. 山梨県の動向	5
5. 富士川町の動向	6
第2章 計画の基本的事項	7
1. 計画の目的	7
2. 本計画の位置付け	7
3. 期間	7
4. 対象範囲	8
5. 基準年度	8
第3章 本町の現状・課題	9
1. 自然的特性	9
2. 社会・経済的特性	12
第4章 地球温暖化に関する現状・課題	18
1. 電気エネルギーの現状および地球温暖化対策の実施状況	18
2. 温室効果ガスの排出量の状況	22
3. 再生可能エネルギーの導入ポテンシャル	24
第5章 温室効果ガス排出量および再生可能エネルギー導入量の目標	27
1. 温室効果ガス排出量削減目標の考え方	27
2. 現状推移ケース(BAU シナリオ)	28
3. カーボンニュートラル推移ケース(脱炭素シナリオ)	29
4. 温室効果ガス排出量および再生可能エネルギー導入量の目標値	31
第6章 基本理念および将来像	32
第7章 基本方針	34
基本方針1 再エネと省エネを進める	35
基本方針2 循環型社会の形成を進める	40
基本方針3 環境変化に応じたまちづくりを進める	44
第8章 推進体制	51
1. 推進体制	51
2. 計画の進行管理	52
資料編	53
1. 第2期計画の策定に関する諮問・答申	53

2. 富士川町環境審議会条例	54
3. 富士川町地球温暖化対策推進会議設置要綱	56
4. 富士川町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱	58
5. 富士川町電気自動車購入費補助金交付要綱	62

第1章 計画策定の背景

1. 地球温暖化とその影響

人間が地球上で社会経済生活を行うために石油や石炭などを燃やして電気をつくり、化石エネルギーを利用して自動車や飛行機などを動かすと、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスが空気中に増加します。

地球温暖化が進む前は、宇宙に余分な熱が放出されていました。現在は、温室効果ガスが増加したため、宇宙への熱の放出が少なくなり、地球全体の気温が上昇しています。

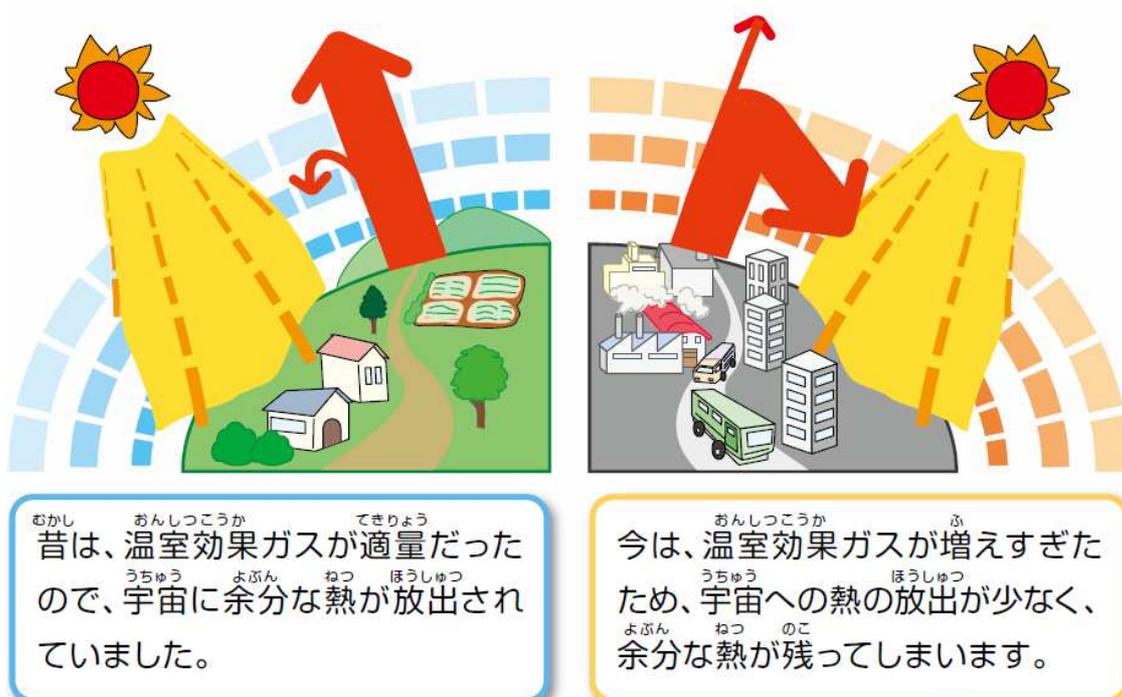


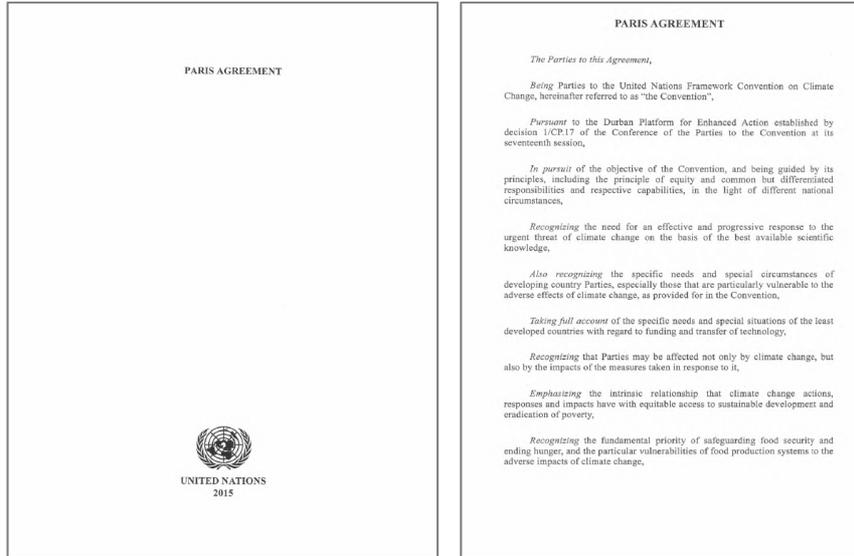
図 1 地球温暖化とは

出典：こども環境白書 2013

このような気候変動により、氷河が溶け、農業などの農作物への被害や伝染病をもたらす蚊の生息域の北上などが生じます。また、私たちの生活を営む上でも猛暑日の増加や今まで収穫できていた農作物が取れなくなるなどの現象が頻発することが考えられます。

2. 国際的な動向

平成 27(2015)年 12 月に COP21(国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議)において、法的拘束力のある「パリ協定」が採択されました。参加国の温室効果ガス排出量の削減を目標とし、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べ 2℃より低く保ち、1.5℃に抑える努力を追求することを目指しています。



パリ協定 (原文)

また、持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals:SDGs)の目標として、「目標 7 エネルギーをみんなに。そしてクリーンに」「目標 13 気候変動に具体的な対策を」などが掲げられています。地球温暖化は、世界全体で解決すべき共通目標として掲げられており、その対策が各国で実施されています。



図 2 持続可能な開発目標

3. 日本の動向

日本では、パリ協定などの国際的な動向と「2050年カーボンニュートラル」宣言などを受け、令和3(2021)年10月に『地球温暖化対策計画』を改定しました。同計画では「積極的に地球温暖化対策を行うことで、産業構造や経済社会の変革をもたらす大きな成長につなげる」という考えの下、令和32(2050)年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」とし、脱炭素化を進め社会経済の成長を目指すとしています。令和12(2030)年度の温室効果ガス削減目標として、平成25(2013)年度の排出量である14.08億t-CO₂から46%削減し、7.6億t-CO₂を目標としています。

表1 地球温暖化対策計画の目標値および削減率

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位: 億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス(フロン類)		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度(JCM)		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）

『第6次エネルギー基本計画(令和3年10月)』では、2030年ミックス(野心的な見通し)として省エネ6,200万klとし、電源構成の中で再生可能エネルギーを36~38%という見通しを示しています。

表2 2030年におけるエネルギー需要の見直し

		(2019年 ⇒ 現行目標)	2030年ミックス (野心的な見通し)
省エネ		(1,655万kl ⇒ 5,030万kl)	6,200万kl
最終エネルギー消費(省エネ前)		(35,000万kl ⇒ 37,700万kl)	35,000万kl
電源構成	再エネ	(18% ⇒ 22~24%)	36~38%* ※現在取り組んでいる再生可能エネルギーの研究開発の成果の活用・実装が進んだ場合には、38%以上の高みを目指す。
	発電電力量: 10,650億kWh ⇒ 約9,340 億kWh程度		1% (再エネの内訳)
	水素・アンモニア	(0% ⇒ 0%)	20~22% 太陽光 14~16%
	原子力	(6% ⇒ 20~22%)	20% 風力 5%
	LNG	(37% ⇒ 27%)	19% 地熱 1%
	石炭	(32% ⇒ 26%)	2% 水力 11%
	石油等	(7% ⇒ 3%)	バイオマス 5%
(+ 非エネルギー起源ガス・吸収源)			
温室効果ガス削減割合		(14% ⇒ 26%)	46% 更に50%の高みを目指す

出典：第6次エネルギー基本計画（令和3年10月）

国は、令和 3(2021)年 6 月に『2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略』を策定しました。同戦略では、成長が期待される 14 の重点分野に対して計画を定めています。具体的に、再生可能エネルギーについては、最大限導入し、コスト低減、地域と共生可能な適地の確保、蓄電池を活用するといった内容となっています。これらの重点分野ごとに高い目標を設定し、あらゆる政策を総動員するとしています。



図 3 成長が期待される 14 の重点分野

出典：2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略 概要版

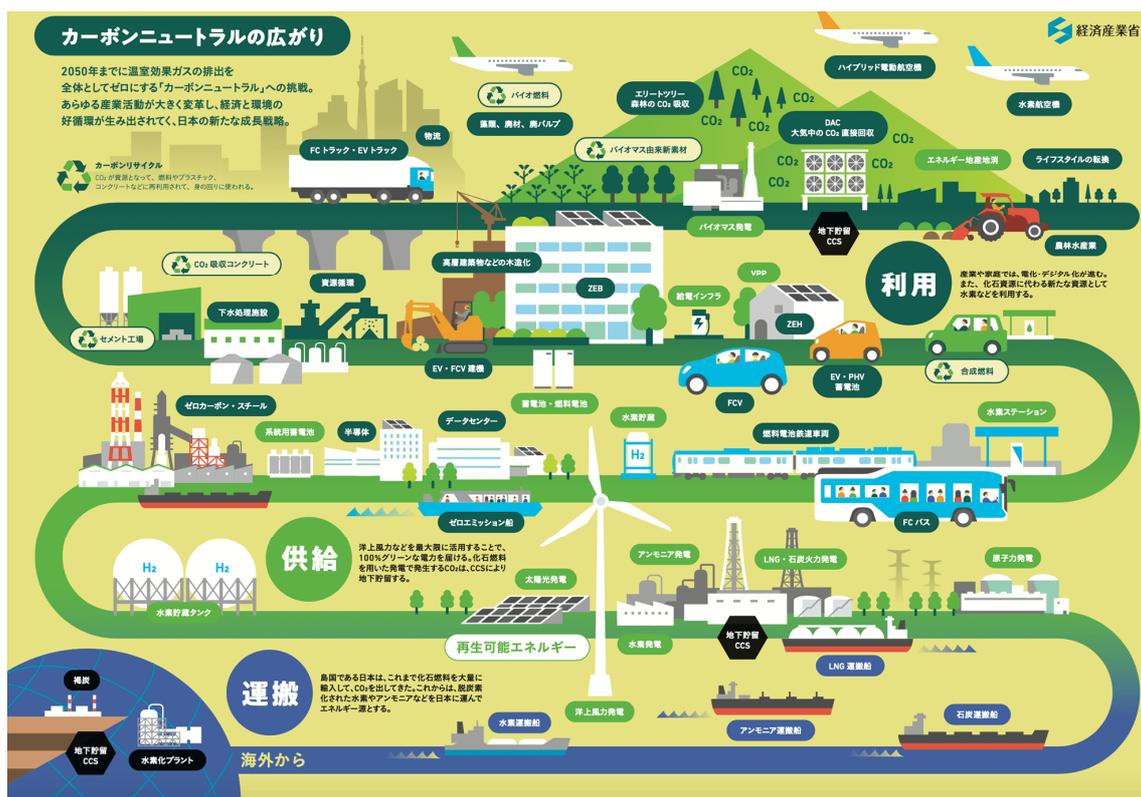


図 4 2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略

出典：経済産業省 HP

URL：https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/ggs/index.html

4. 山梨県の動向

山梨県は、令和5(2023)年3月に『山梨県地球温暖化対策実行計画』を改定し、令和12(2030)年度までの地球温暖化対策の目標や対策などを示しました。

基本方針としては、特性を活かしたクリーンエネルギー中心の経済・社会、産業構造への転換、脱炭素の取組を通じたブランド価値向上と成長力の強化、将来にわたって地域の豊かな自然と人が共生する持続可能な社会の実現を掲げています。

令和12(2030)年度の温室効果ガス削減目標として、平成25(2013)年度の排出量である6,744千t-CO₂から50%削減し、3,363千t-CO₂を目標としています。また、再生可能エネルギーの導入目標量は、令和2(2020)年度の1,215MW(実績値)から45%増の1,756MWを目標としています。

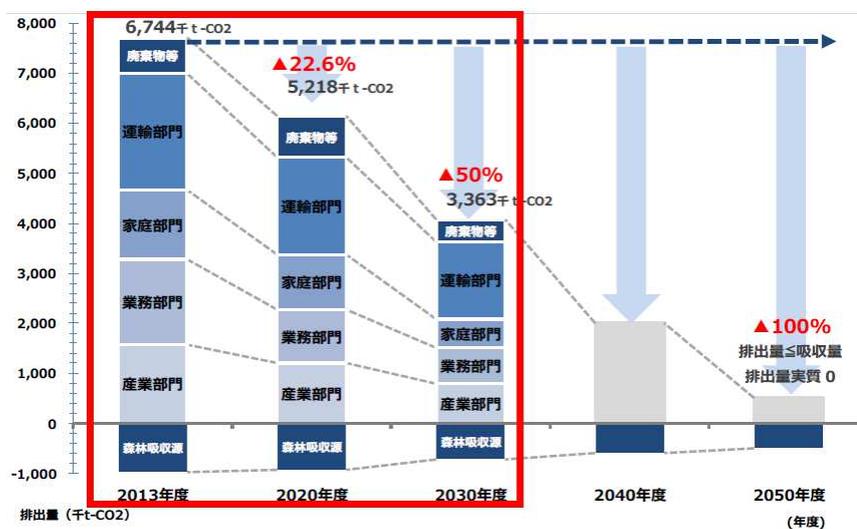


図5 温室効果ガス削減目標の達成イメージ



図6 再生可能エネルギー導入目標達成イメージ

出典：山梨県地球温暖化対策実行計画（令和5年3月改定）

5. 富士川町の動向

富士川町(以下、「本町」)は、平成 24(2012)年度に『富士川町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)』を策定し、行政・町民・事業者が地球温暖化対策を実行してきました。

令和 2 年 7 月には「ゼロカーボンシティ宣言～2050 年二酸化炭素排出ゼロに向けて～」として、関東甲信越(73 市町村)と民間事業者 2 社とともに「2050 年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す」ことを宣言しました。

ゼロカーボンシティ宣言

～2050 年二酸化炭素排出実質ゼロに向けて～

気候変動問題は世界規模での対応が求められており、地球上に生きる全ての生き物にとって避けることのできない喫緊の課題です。我が国においても、近年は全国各地で集中豪雨や台風の巨大化等による自然災害が頻繁に発生し激甚化が顕在となっております。こうした自然の猛威により、私たちの生命や財産の危機、さらに、自然環境や生態系への悪影響など人類の生存基盤を根本から揺るがす「気候危機」と言うべき極めて深刻な問題であります。

こうした状況を踏まえ、2015年に合意されたパリ協定では「産業革命からの平均気温上昇の幅を2℃未満とし、1.5℃に抑えるよう努力する」との目標が国際的に広く共有されました。2018年に公表されたIPCC(国連の気候変動に関する政府間パネル)の特別報告書では、この目標の達成には「気温上昇を2℃よりリスクの低い1.5℃に抑えるためには、2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」とされております。また、この目標達成に向けては、小泉進次郎環境大臣より自治体での取り組みの重要性と広がりへの期待が表明され、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロへの参画が促されたところです。

廃棄物と環境を考える協議会は、関東甲地域の40団体(73市町村)と民間事業者2社で構成し、一般廃棄物の排出者、受入者、処分者の3者が協働して廃棄物の減量化と資源化を促進し、循環型社会の構築と地球環境の保全を図ることを目的とし、これまでに温室効果ガスの排出低減等、地球温暖化防止に大きく貢献してきたものと考えております。協議会ではこの機会を捉えて、趣旨に賛同する各構成自治体が地球的規模の環境保全について積極的に取り組み、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すことを宣言し、その実現に向けた取り組みを推進してまいります。

令和2年7月28日

廃棄物と環境を考える協議会
会長 豊田 稔



ゼロカーボンシティ宣言～2050 年二酸化炭素排出ゼロに向けて～

第2章 計画の基本的事項

1. 計画の目的

『第2期富士川町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下、「本計画」という）』は、本町から排出される温室効果ガスの排出量の削減を目的とします。

2. 本計画の位置付け

本計画は、温暖化対策の上位計画である国の『地球温暖化対策計画』、山梨県の『山梨県地球温暖化対策実行計画』をはじめ、本町の上位関連計画である『第二次富士川町総合計画』『第3期 富士川町役場環境保全率先行動計画 富士川町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）』『第2次富士川町まち・ひと・しごと創生総合戦略』『富士川町公共施設等総合管理計画』『富士川町社会教育・社会体育施設長寿命化計画』『地域再生計画』などとの整合を図ります。

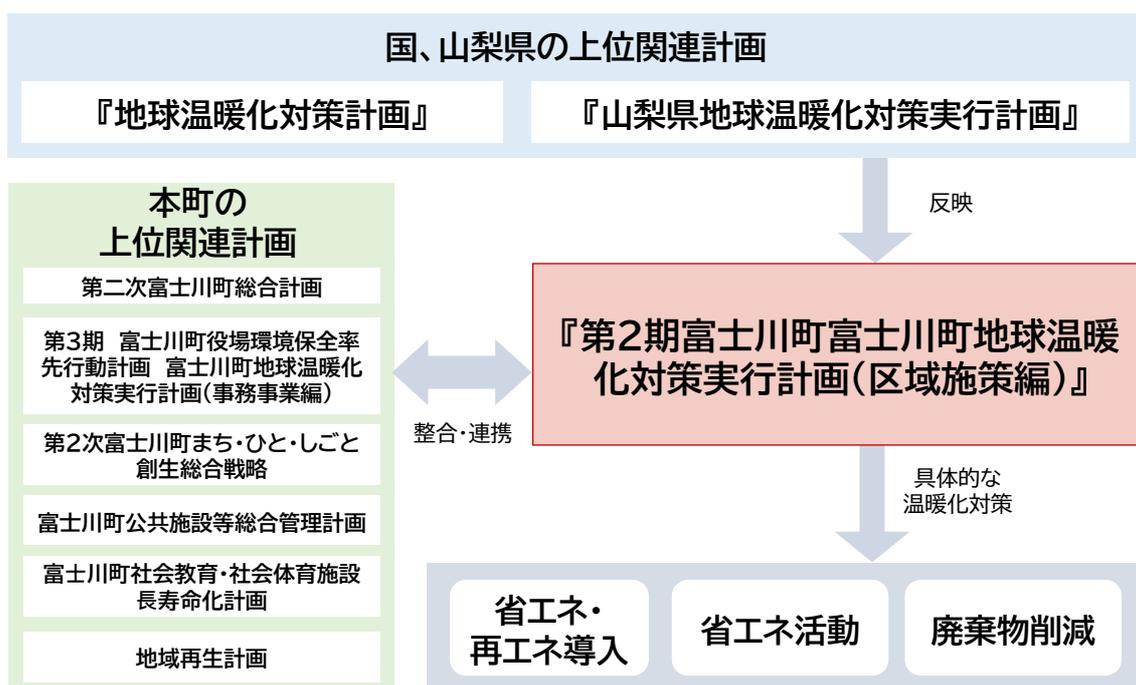


図 7 上位関連計画と本計画の位置付け

3. 期間

令和 7(2025)年度から令和 12(2030)年度の 6 年間とします。

4. 対象範囲

(1) 適用範囲

本町の町域とします。

(2) 温室効果ガスの対象範囲

前計画と同様に、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFCs)とします。

表3 対象とする温室効果ガス

温室効果ガスの種類	地球温暖化係数	排出に伴う主な活動例
二酸化炭素(CO ₂)	1	燃料の使用、電気の使用、廃棄物の焼却処分など
メタン(CH ₄)	28	水田からの発生など
一酸化二窒素(N ₂ O)	265	農地での化学肥料の使用による発生など
ハイドロフルオロカーボン(HFCs)	4~12,400	冷凍空気調和機器など

出典：地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（令和6年4月） 環境省
パーフルオロカーボン(PFCs)、六ふっ化硫黄(SF₆)、三ふっ化窒素(NF₃)は、前計画において除外されているため、本計画においても前計画と同様に除外しています。

5. 基準年度

本計画の基準年度は、『地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)』の基準年度および削減目標値との整合を図るため、平成25(2013)年度とします。

第3章 本町の現状・課題

1. 自然的特性

(1) 地勢および土地利用

本町は山梨県の南西部に位置し、総面積は112.00km²で、県面積の約2.5%を占めています。

土地利用としては、約8割が森林であり、町の西部には^{くしがたやま}櫛形山などの標高1,500m~2,000m級の山々があり、急峻な地形が広がっています。

本町の北東部には扇状地が広がっており、建物用地(市街地や農業集落など)の大部分が集まっています。また、本町の東部には一級河川の富士川があり、北から南に流れています。

本町の豊かな町土を保全し、計画・合理的な土地利用を進め、美しい景観を守りながら、脱炭素化施策を進めていく必要があります。

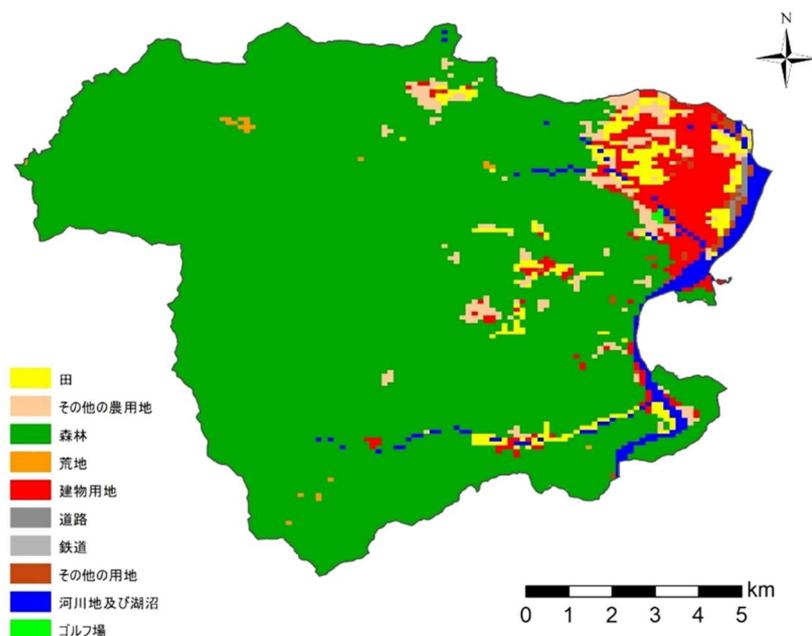


図 8 土地利用の現況

出典:国土数値情報



写真 1 市街地の現況 (大法師公園より望む)



写真 2 山間集落の現況 (平林地区)

(2) 気温・気候

本町は、甲府盆地の南西部に位置しており、盆地特有の内陸性気候のため、昼夜の寒暖差が大きく、降水量が比較的少なく、日照時間が長いことが特徴です。

本町の気温は、経年的に右肩上がり形で推移しており、40年前の気温よりも2.5℃上昇しました。最高気温が35℃以上を記録した猛暑日数は、平成22(2010)年頃を境に増加しており、令和5(2023)年には年間で35日となり、40年前の約5倍となりました。

日照時間は、各月150時間を超え、12月～5月の間は200時間を超えています。風速は、3月の2.8m/sが最大値であり、1.7m/s～2.8m/sの風況となっています。

本町の気温・気候などの自然条件を考慮し、再生可能エネルギーを導入する必要があります。

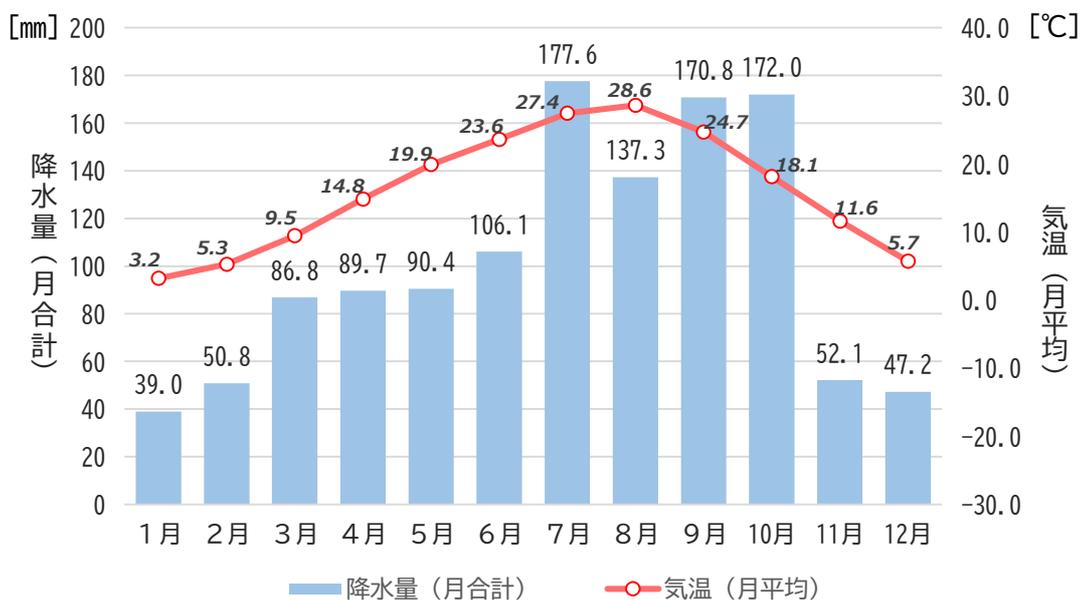


図9 降水量(月合計)および気温(月平均)

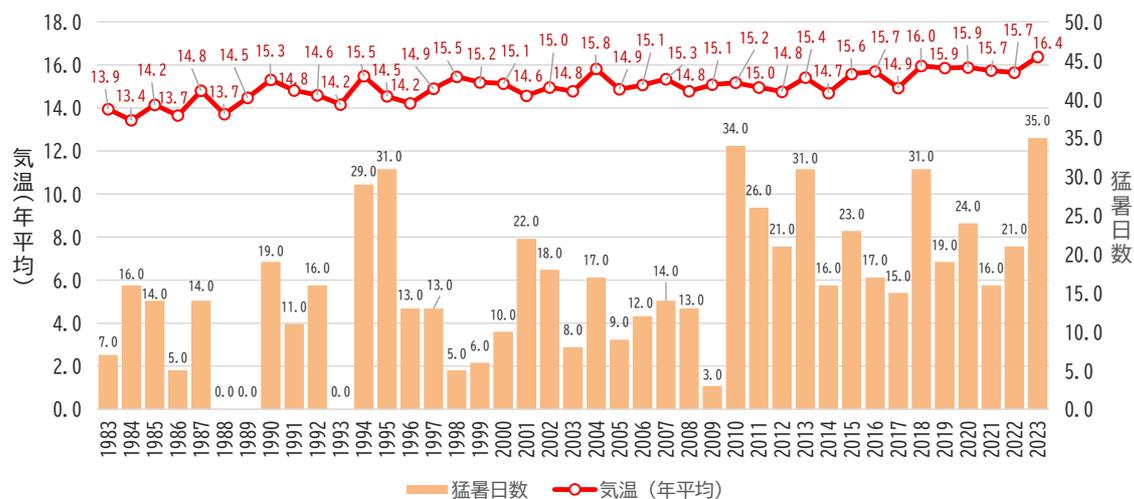


図10 気温(年平均)および猛暑日の推移

出典：「気象庁統計(統計期間2002年～2022年)平年値(甲府)」

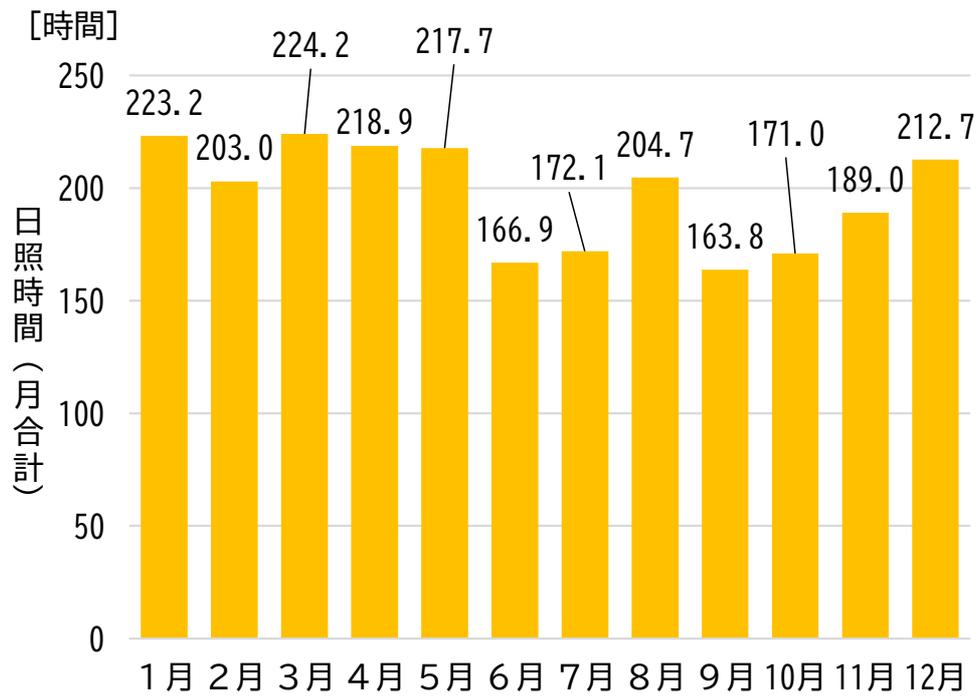


図 11 日照時間 (月合計)

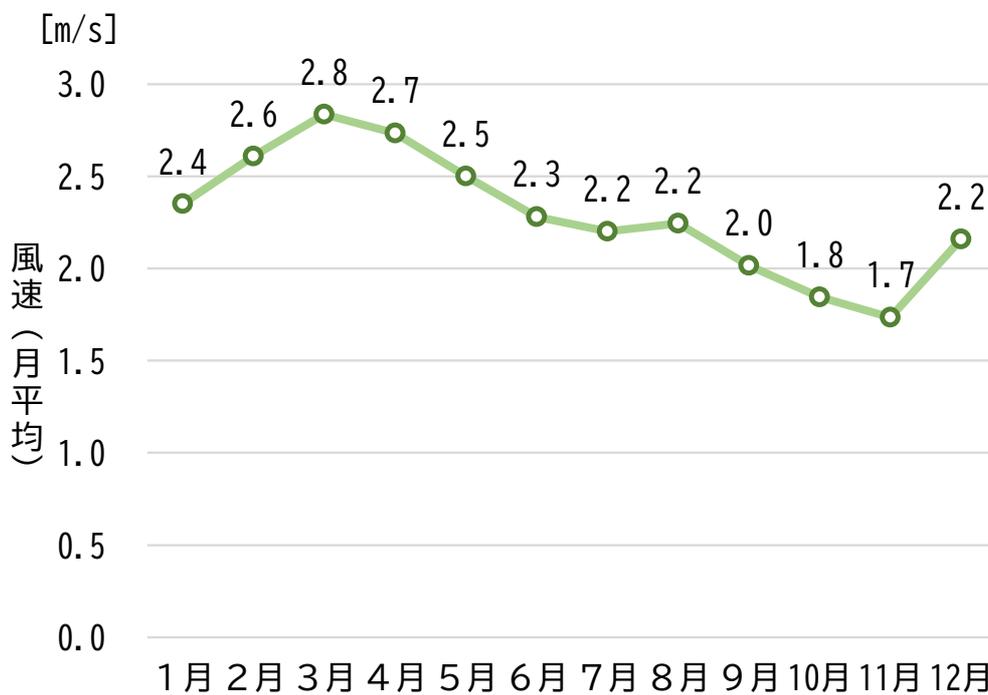


図 12 風速 (月平均)

出典：「気象庁統計 (統計期間 2002 年～2022 年) 平年値 (甲府)」

- ・本町から最も近い気象台である甲府地方気象台の値としました。
- ・「降水量」「日照時間」は、単数処理のため合計値と公表されている合計値の数値に相違があります。

2. 社会・経済的特性

(1) 人口

本町の人口は、令和 5(2023)年のデータで 14,340 人であり、平成 15(2003)年比で約 3,000 人ほど減少しました。将来の傾向としては人口減少と少子高齢化が加速すると予測され、令和 32(2050)年には人口は 8,617 人となり 65 歳以上の割合が約 50%と高くなることが予測されます。

人口の減少により、区域内で消費されるエネルギー消費量が減少傾向となることを想定した脱炭素化を進める必要があります。

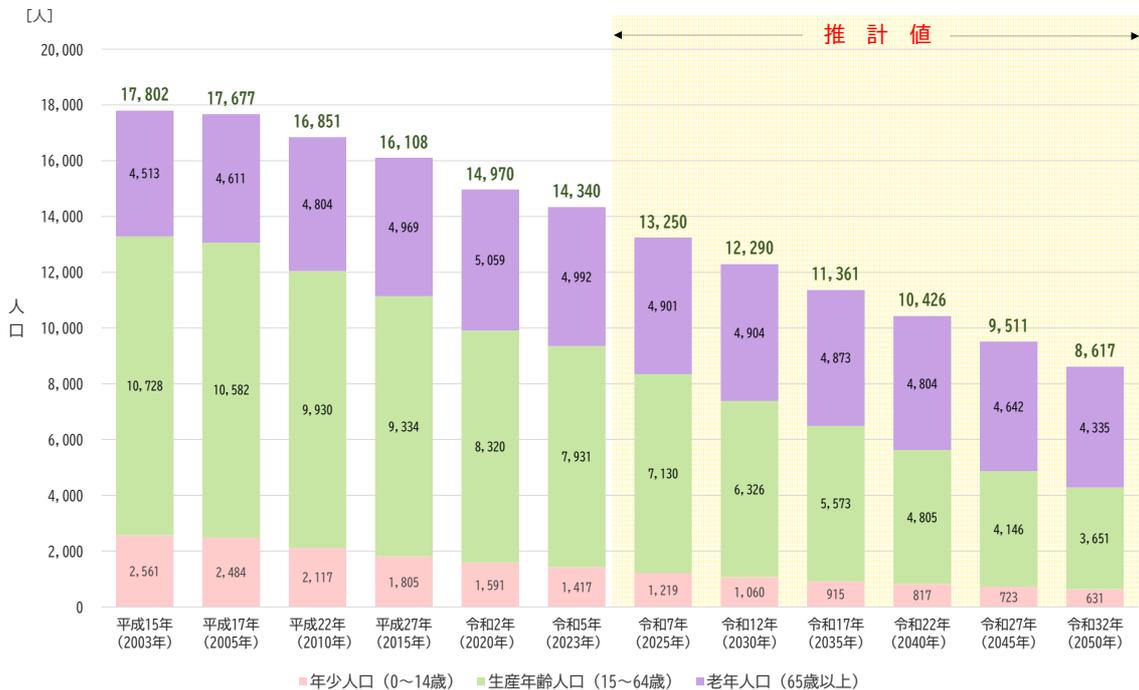


図 13 人口の推移 (平成 15 年～令和 32 年)

出典：住民基本台帳、国立社会保障・人口問題研究所 将来推計人口

(2) 産業

本町の産業別従業者数の割合は、「製造業」が 21%と最も多く、次いで「医療、福祉」が 18%、「卸売業、小売業」16%の順となりました。「農業、林業」は、全体の割合から見ると1%となります。

製造業が約 2 割を占めるなど本町の産業状況を十分に考慮し、脱炭素化を進める必要があります。

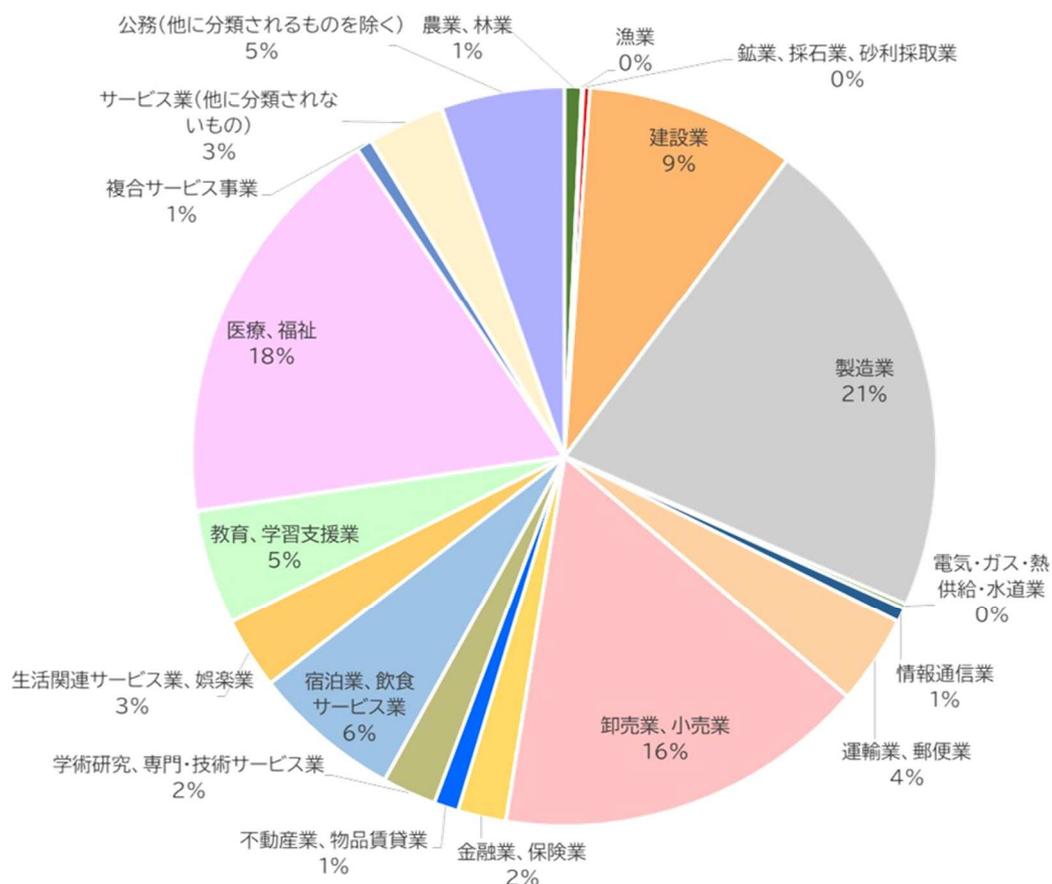


図 14 産業別従業者数の構成

出典：令和 3 年経済センサス－活動調査

(3) 農業・林業

本町は、扇状地を活用した果実栽培、山間部の棚田や平地部などを利用した稲作が行われています。耕地面積は、平成 25(2013)年から令和 5(2023)年の間に 37ha(田耕地 16ha、畑耕地 21ha)減少し、345ha となりました。

森林面積は、9,195ha であり、国有林は 17ha で、ほとんどが民有林(9,178ha)です。

農業・林業と調和する形で再生可能エネルギーの導入を進め、炭素の固定化のみならず『富士川町森林整備計画(令和 4 年改訂)』などに基づき、水資源涵養の役割を担うことのできる森林の保全と適正な維持管理も併せて進めます。

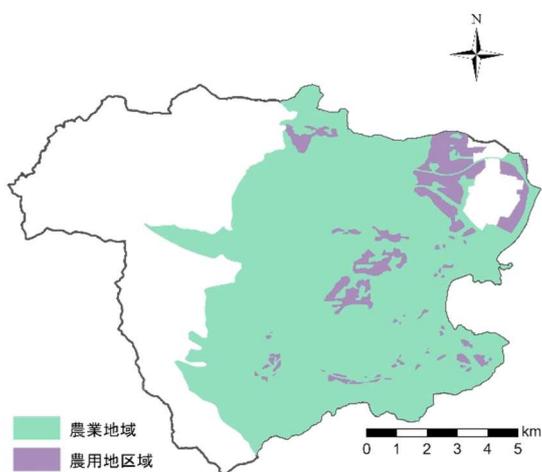


図 15 農業地域

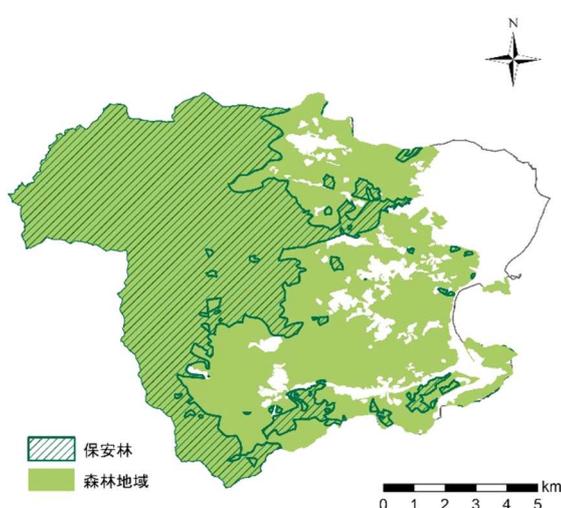


図 16 森林地域と保安林

出典：国土数値情報：農業地域、森林地域

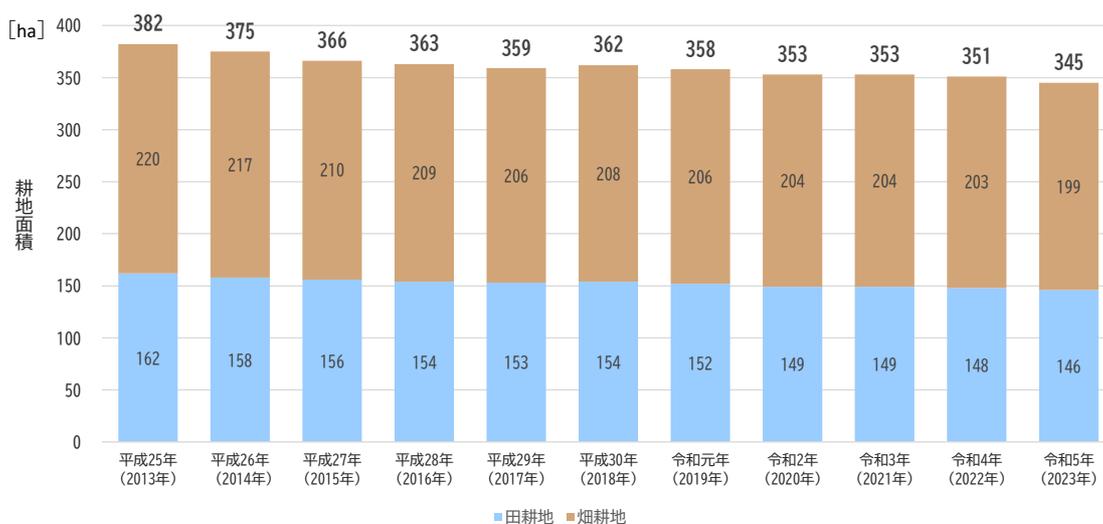


図 17 耕地面積の推移 (平成 25 年～令和 5 年)

出典：農林水産関係市町村別統計

(4) 住宅

本町の平成30(2018)年の住宅総数は7,420戸であり、平成25(2013)年から5年間で190戸増加した一方で、空家率は1.6%減少しました。新規住宅着工件数は、約50棟～90棟の間で推移し、年によって変動が見られます。

区域内では、空き家率が低下し、約50棟～90棟規模の新築件数が毎年見込めることから、今ある住宅の省エネルギー化を進め、これと同時に新しく建築される住宅に対して、再生可能エネルギーの導入と省エネルギー化を進めることが考えられます。

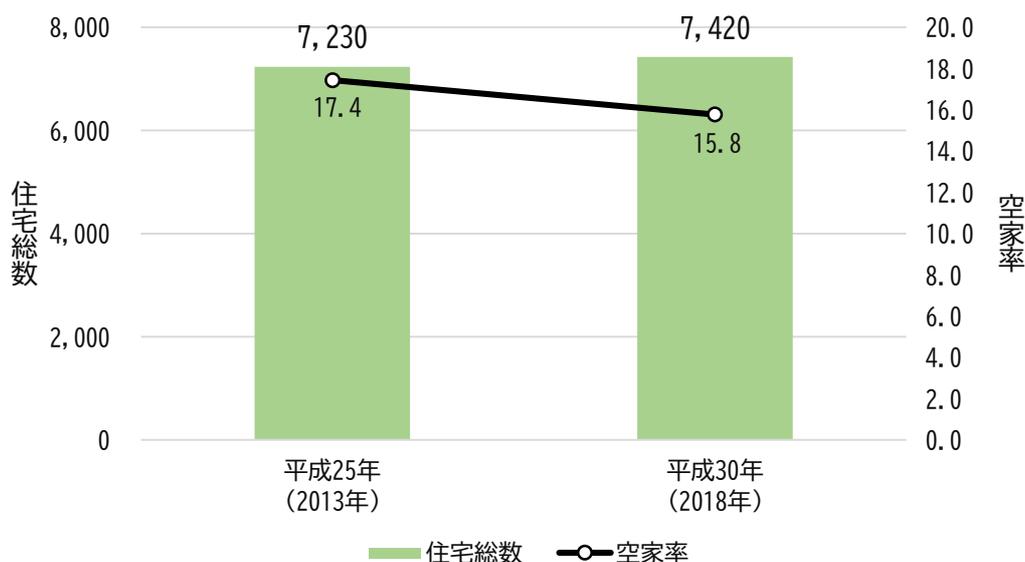


図 18 住宅総数・空家率の推移(平成25年～平成30年)

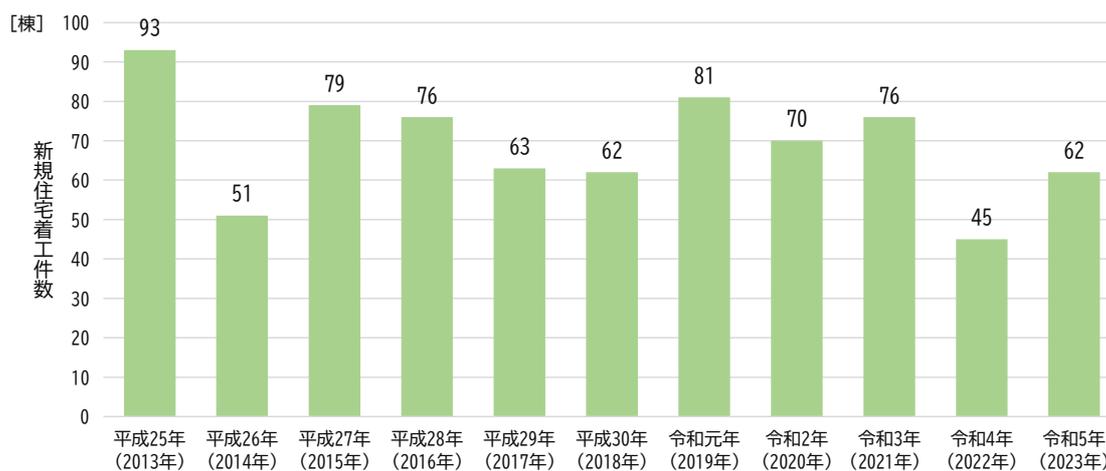


図 19 新規住宅着工件数の推移(平成25年～令和5年)

出典：住宅・土地統計調査

(5) 防災

本町の市街地は富士川に比較的近く、河川に近い範囲を中心に浸水想定区域が広がっており、浸水などの危険があります。また、山間部や河川の近くが土砂災害警戒区域の範囲となっており、急傾斜地の崩壊・土石流・地すべりなどの土砂災害の危険があります。

本町では、『富士川町地域防災計画(令和4年改訂版)』に基づき、防災対策を実施しています。平常時だけではなく災害時にも利用することのできるエネルギー源として、再生可能エネルギーの導入を進めていくことが必要です。

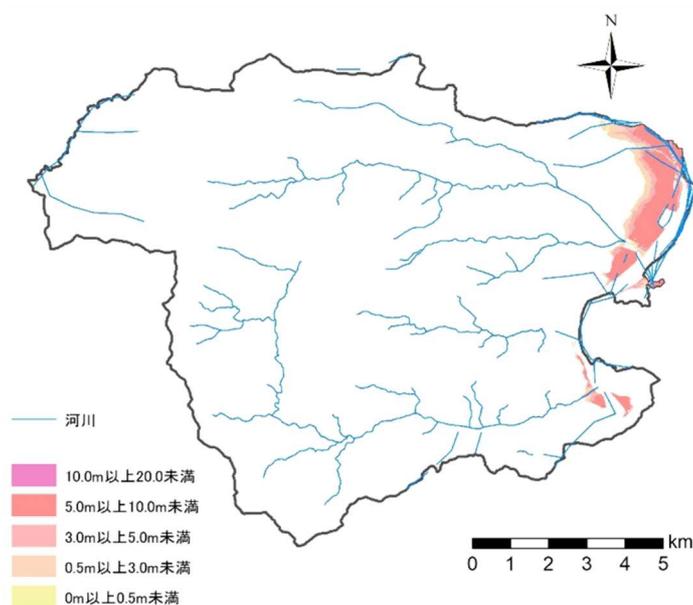


図 20 洪水浸水想定区域

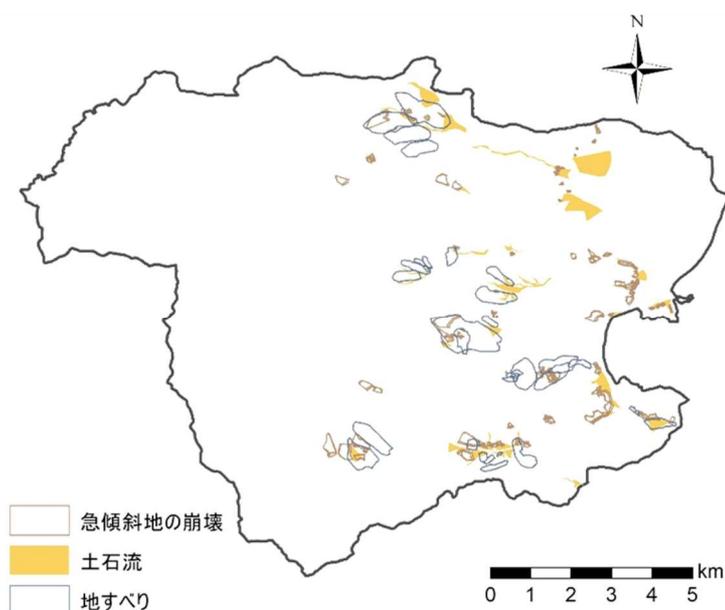


図 21 土砂災害警戒区域

出典：国土数値情報：洪水浸水想定区域、河川、土砂災害警戒区域

(6) 公共交通

公共交通利用者数の推移としては、コミュニティバスの利用者が平成 30(2018)年度から大幅に減少傾向となり、令和 4(2022)年度は前年度と比べ増加しました。ホリデーバスは令和元(2019)年度に大きく減少し、その後横ばいで推移しました。

月別の傾向として、デマンド交通は月ごとの変動はあるものの約 1,100 人～約 1,300 人の利用者数となりました。コミュニティバスは、月ごとに変動があり、6～7月と9～12月に利用者数が多い傾向となりました。ホリデーバス※は、天候が良く長期休暇などがある4～5月、7月、10月に特に利用されました。

自家用車を含む運輸部門の排出量削減のため、移動の際に公共交通を積極的に利用することにより、エネルギー利用の効率化を進める必要があります。

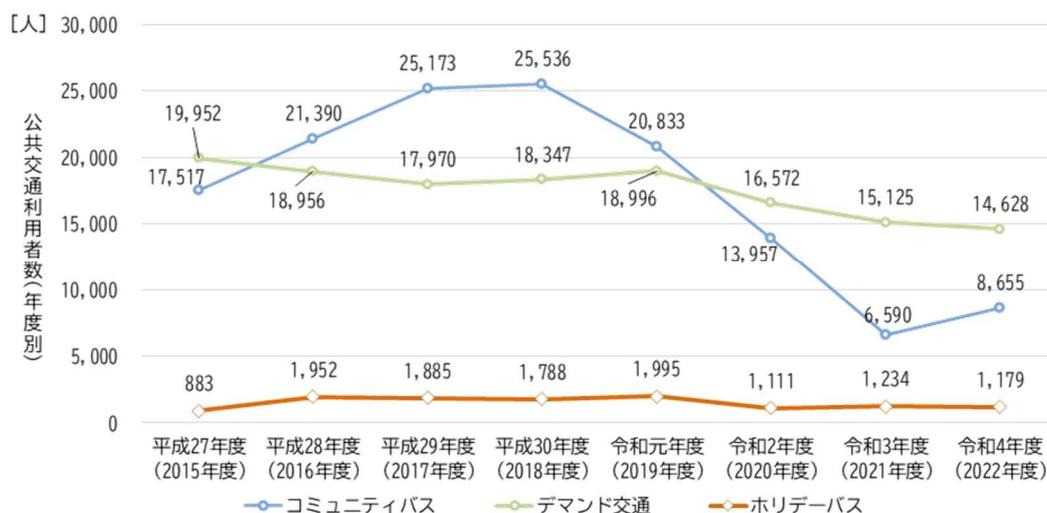


図 22 公共交通利用者数の推移 (平成 27 年度～令和 4 年度)

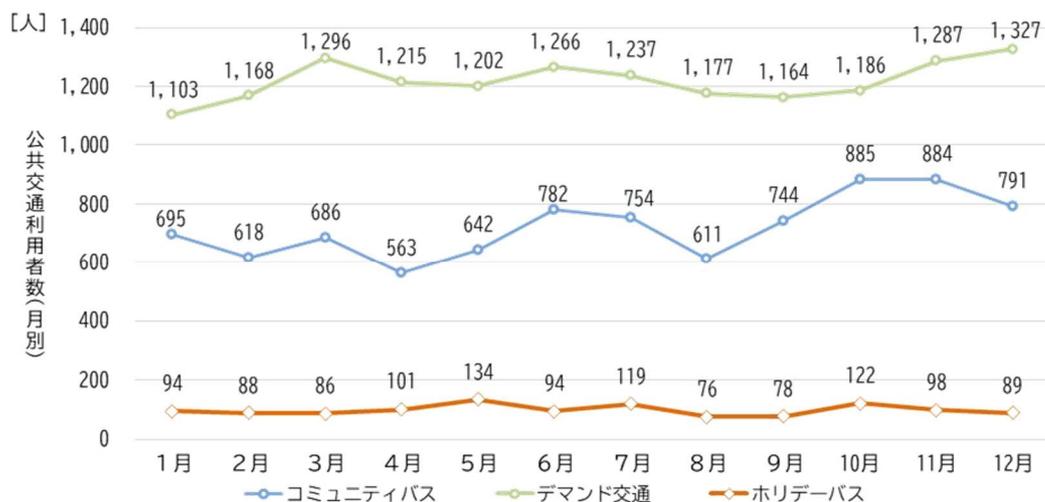


図 23 公共交通利用者数の推移 (令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月)

出典：富士川町地域公共交通計画 (令和 6 年 6 月)

※ホリデーバス：土・日祝日 (平日及び年末年始は運休) に運行する乗り合いバス

第4章 地球温暖化に関する現状・課題

1. 電気エネルギーの現状および地球温暖化対策の実施状況

(1) 電気エネルギーの現況

本町の需要電力量は、夏季よりも冬季の1～2月が多い傾向にあり、4～5月は大きく減少しました。特別高圧/高圧と低圧を比べると低圧は季節によって大きく変動しており、低圧の需要電力量の最大月(1月)と最小月(5月)を比べると最大月は最小月の約1.6倍であり、需要電力量を増やす要因となっていることがわかります。

電力需要の多い月は省エネ活動を積極的に行うなど、可能な範囲で行動変容を伴う省エネルギー化を進める必要があります。

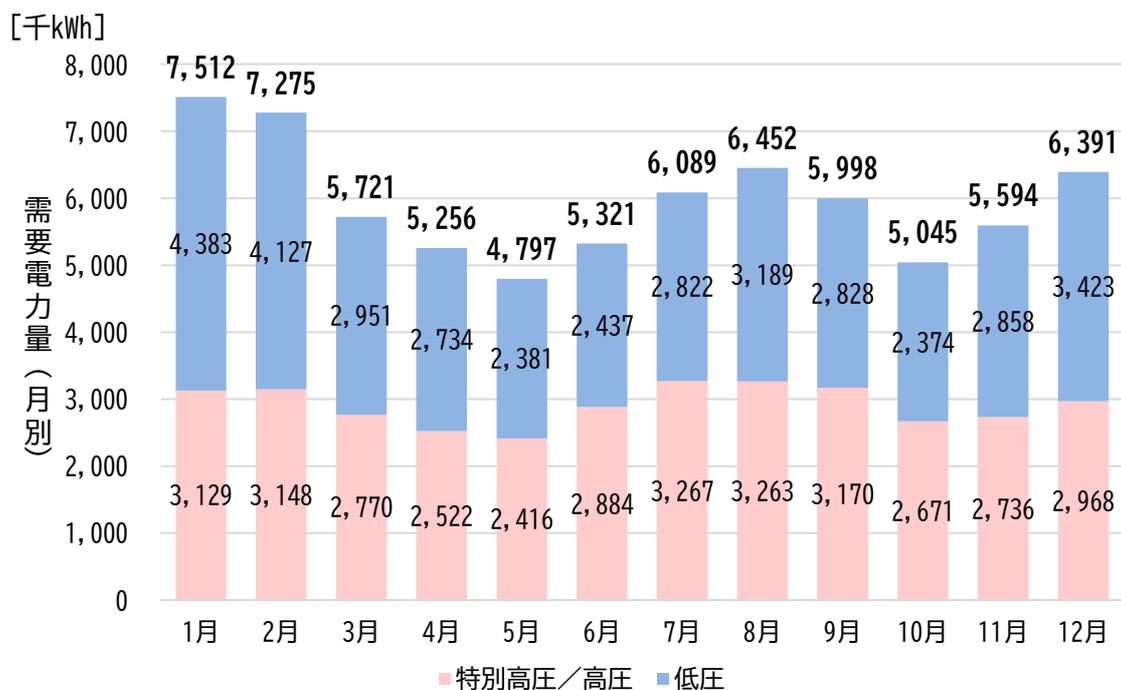


図 24 需要電力量 (令和4年4月～令和5年3月)

出典：電力調査統計

(2) 再生可能エネルギーの導入実績（設備容量、導入件数）

本町における再生可能エネルギーの導入設備容量は、令和 4(2022)年度で 7,724kW となり 8 年間で約 2 倍になりました。その内訳は、業務用等の大規模な太陽光発電設備(10kW 以上)が 5,484kW で全体の約 7 割、家庭用等の小規模な太陽光発電設備(10kW 未満)が 2,240kW であり、全体の約 3 割を占めています。

また、小規模な太陽光発電設備(10kW 未満)の導入件数は、令和 4(2022)年度で 428 件であり、8 年間で約 2.3 倍に増加しました。

FIT 認定を受けた太陽光発電設備が区域内で盛んに導入されていることがわかります。

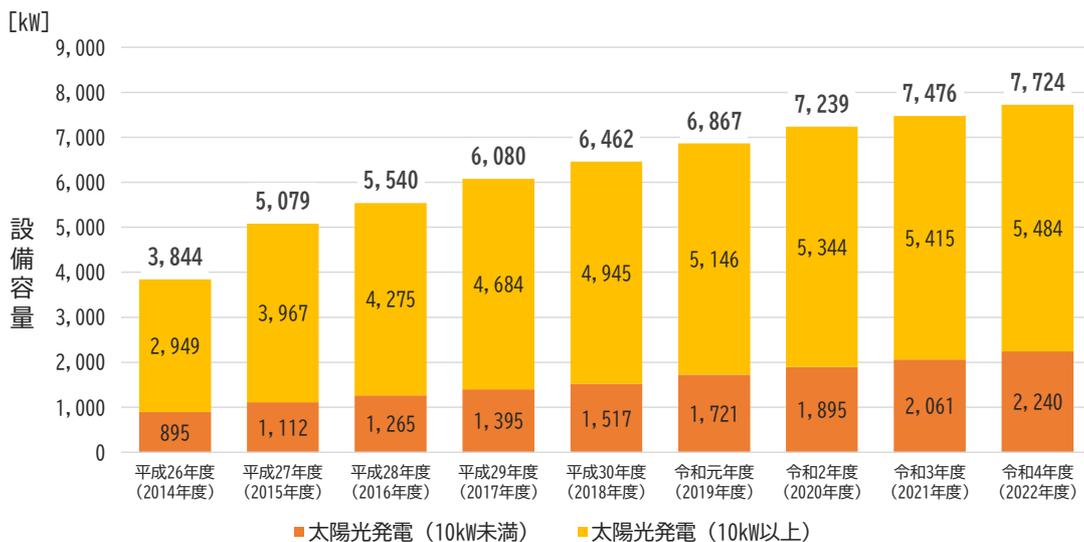


図 25 再生可能エネルギーの導入設備容量の推移（累積）

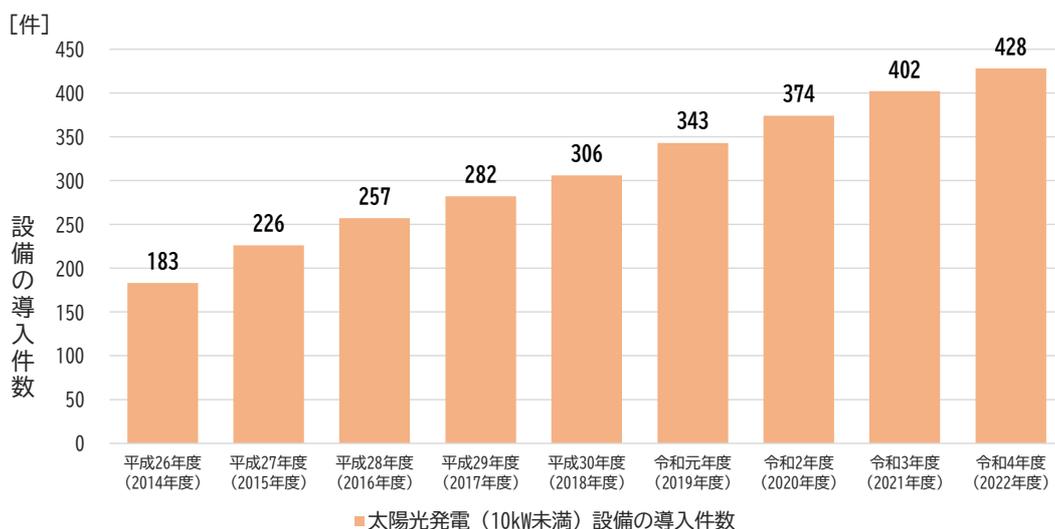


図 26 太陽光発電 (10kW 未満) 設備の導入件数の推移（累積）

出典：自治体排出量カルテ 環境省

※ここでは、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(再エネ特措法)(平成23年法律第108号)に基づくFIT・FIP制度で認定された設備のうち、買取りを開始した設備の導入容量のみ記載しています。そのため、FIT・FIP制度に移行認定を受けていない設備等は、ここには含まれておりません。

(3) 地球温暖化対策の実施状況

地球温暖化対策の現況として、ハード整備から普及啓発などのソフト対策まで様々な対策を実施しました。ハード整備としては、庁舎の ZEB 化や公共施設の LED 化などを行いました。また、町民向けの太陽光発電設備の補助金や環境教室などの普及啓発なども行いました。

廃棄物に関する普及啓発として、町のリサイクルステーションの利用方法についてまとめた内容を「環境のまち富士川 環境取組みムービー」としてまとめ、ホームページ上に掲載しました。

表 4 主な温暖化対策の現況

既存の地球温暖化対策名称	
庁舎の ZEB 化・木材活用、EV 充電器設置等	町有林整備事業
住宅用太陽光発電システム設置費補助金	森林経営管理制度による森林整備事業
リユース食器導入促進事業補助金	生け垣設置補助金
公共施設の LED 化	地域づくり推進組織事業補助金
電気自動車の導入	各保育所ゴミの分別の実施
水素・燃料電池アシスト自転車の設置	紙資料のデジタル化（議案・通知など）
リサイクルステーションでゴミの分別方法について学ぶなどの学習会	保育所および小中学校での残飯のたい肥へのリサイクル
園児および児童に向けての環境教室の実施	天神ゆずっこ保育園（旧第 1 保育所）の太陽光（ピカリコ No1）
シェアサイクル事業	その他普及啓発など



写真 3 庁舎内部の様子



写真 4 木材利用（庁舎）



写真 5 EV 充電器



写真 6 環境取組みムービー

また、本町には富士川町地球温暖化対策地域協議会(根拠法:地球温暖化対策の推進に関する法律 第40条第1項)があり、地球温暖化に関わる様々な活動を行っています。具体的には、次に示すような地球温暖化対策に関わる活動を行っています。

エコふじかわ 活動内容

エコふじかわは、地球温暖化防止のために、住民・事業者・行政の協働で行動を推進していくことを目的とし、「日増穂町地域新エネルギービジョン」の理念を基に全町への実現化、資源循環型のまちづくり、富士川町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の推進に協力する活動などを行っています。

活動内容

- 2005年 9月30日 「エコふじかわ(旧エコますほ)」設立 環境省に登録
- 2006年 1月15日 第1回見学会 向山塗料BDFプラント、富士吉田市、都留市小水力発電見学。
- 2008年 9月24日 町民立共同発電所「ピカリコNo.1」が完成



第1回見学会



ピカリコ除幕式



ピカリコ共同発電点灯式



ピカリコ5周年

- 2009年 5月13日 第2回見学会 ヴィア雨畑
- 9月12日 「ピカリコ No.1」の設置1周年記念「ピカリコまつり」開催
- 2011年 2月19日 木質バイオマス講演会



2009.5.30 ヴィア雨畑木質バイオマスボイラー見学会



2010年度見学会 あきる野市 瀬音の湯



木質バイオマス講演会

- 2013年 9月 7日 「ピカリコNo.1」5周年記念イベント開催 地域通貨の発行
- 11月10日 「甲州富士川まつり」にてブース出展(まつりには2006年から参加しています)
- 2014年 1月18日 「ロケットストーブづくり」ワークショップ開催
- 3月16日 映画「シェーナウの想い」上映会



富士川まつり



ロケットストーブづくり



上映会

図 27 エコふじかわの主な活動履歴

2. 温室効果ガスの排出量の状況

(1) 温室効果ガス排出量状況

①温室効果ガス別排出状況

本町の温室効果ガス排出量は、減少傾向で推移しています。平成 25(2013)年度と令和 3(2021)年度を比べると、最も削減されたガスは二酸化炭素の 33 千 t-CO₂ であり、主に二酸化炭素の削減が進んだことがわかります。

温室効果ガス別の割合をみると、二酸化炭素が約 9 割を占めており、この排出源への対策を進めることが最も効果的であるといえます。

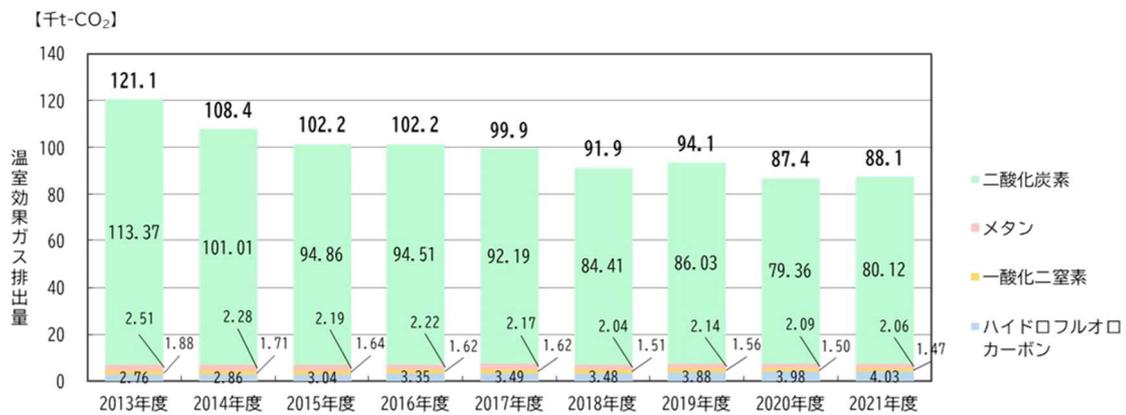


図 28 温室効果ガス排出量の温室効果ガス別推移

出典：自治体排出量カルテ 環境省、関連統計より算出

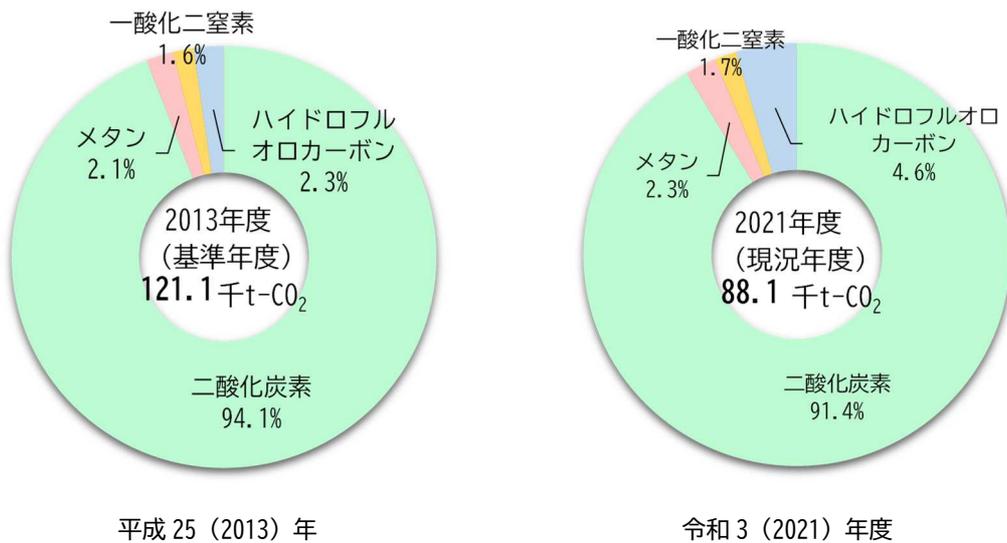


図 29 温室効果ガス排出量の温室効果ガス別内訳

出典：自治体排出量カルテ 環境省、関連統計より算出

・四捨五入により、合計値と内訳の合計値が一致しない場合があります。

②部門別の排出状況

現況年度である令和 3(2021)年度の温室効果ガス排出量は 88.1 千 t-CO₂ であり、基準年度である平成 25(2013)年度比-27.3%となっています。

平成 25(2013)年度と令和 3(2021)年度の温室効果ガス排出量の部門別内訳を比較すると、産業部 9.4 千 t-CO₂ 業務その他部門 7.2 千 t-CO₂ 家庭 8.1 千 t-CO₂ 運輸部門 7.9 千 t-CO₂ の削減となっており、これらの部門の削減が進んだことがわかります。

部門別の割合をみると、運輸部門(34.0%)が最も多く、次いで家庭部門(19.1%)の順で多くなっています。

温室効果ガスの更なる削減を進めるため、運輸部門、家庭部門などの排出量削減を進める必要があります。

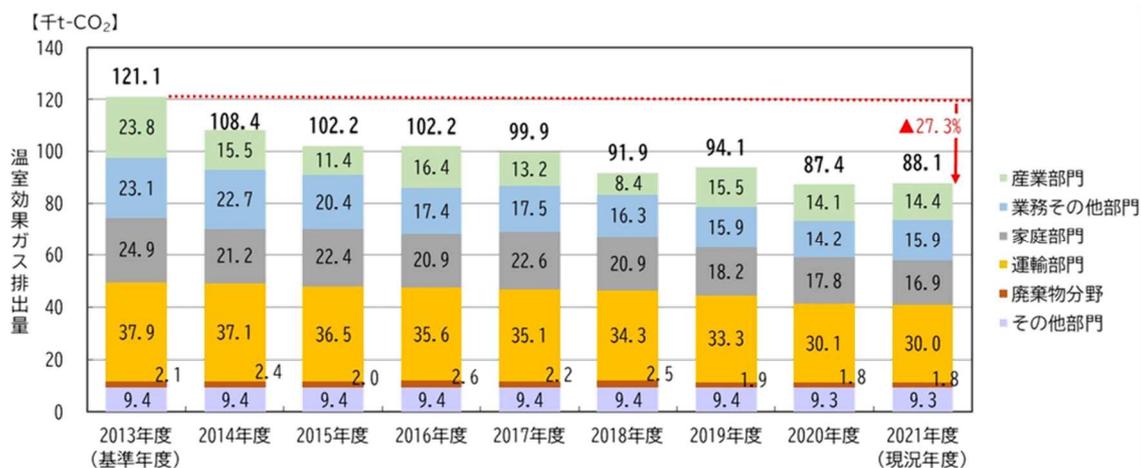


図 30 温室効果ガス排出量の部門別推移

出典：自治体排出量カルテ 環境省、関連統計より算出

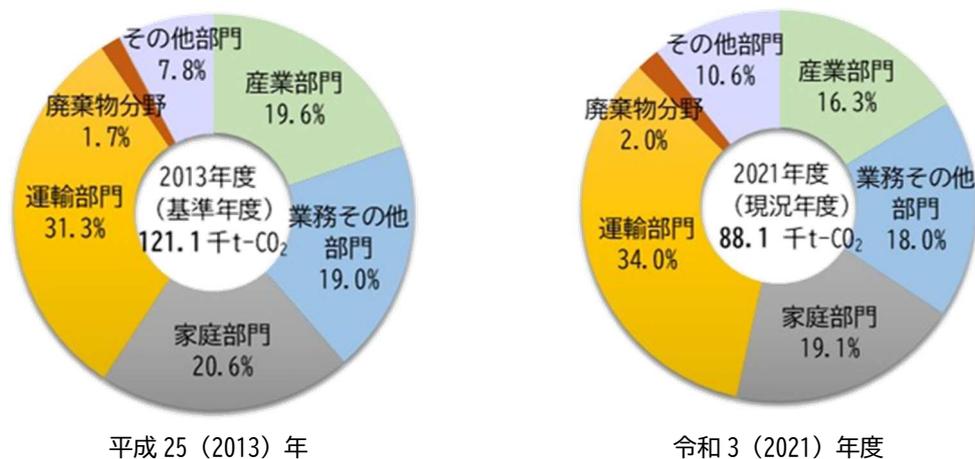


図 31 温室効果ガス排出量の部門別内訳

出典：自治体排出量カルテ 環境省、関連統計より算出

・四捨五入により、合計値と内訳の合計値が一致しない場合があります。

3. 再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

(1) 導入ポテンシャル量

本町の再生可能エネルギー導入ポテンシャル量は、電気 202.955MW であり、年間 322,956.234MWh 発電できる設備容量です。熱は 1,163,452.806GJ/年となっています。再生可能エネルギー(電気)の中で最もポテンシャルが高いのは、太陽光発電設備であり全体の 94%を占めています。再生可能エネルギー(熱)の中では、地中熱の割合が高いです。

本町の再エネ導入量は、エネルギー消費量(電気)に対して 14%、再エネ導入ポテンシャルに対して 3%の割合であり、再エネ導入のポテンシャルを有していることから、再エネ地域と調和した再生可能エネルギーの最大導入を進める必要があります。

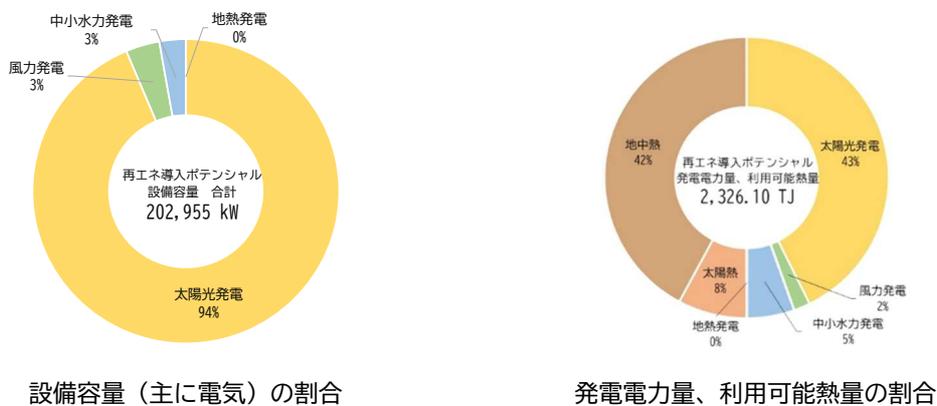


図 32 再生可能エネルギー導入ポテンシャルの割合

出典：自治体排出量カルテ 環境省

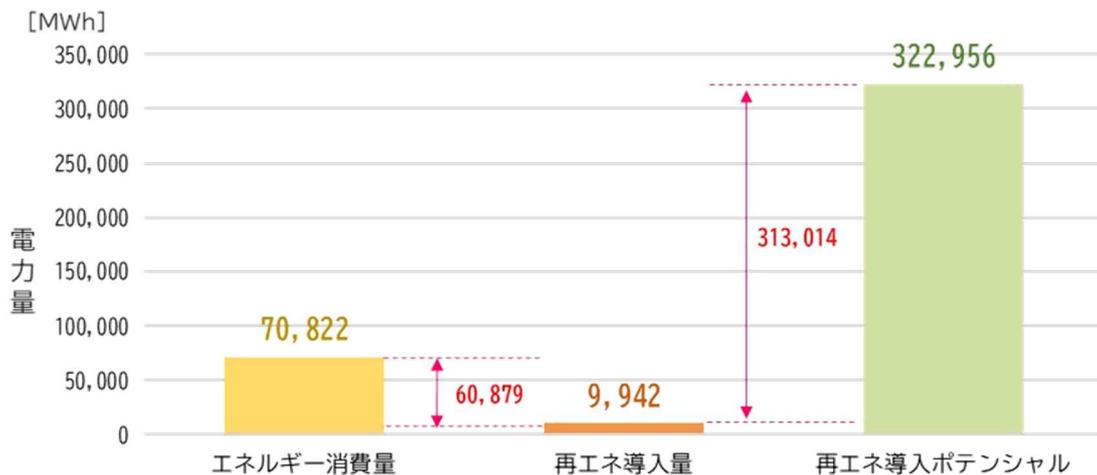


図 33 再生可能エネルギー導入ポテンシャルおよびエネルギー消費量、再エネ導入量の比較

出典：自治体排出量カルテ 環境省

次ページ以降、再生可能エネルギーの中でも割合の多い太陽光(建物系、土地系)、太陽熱および地中熱のポテンシャルの状況を記載します。

(2) ポテンシャルの状況

①太陽光発電

太陽光発電は、太陽からの光エネルギーを太陽電池(半導体素子)により直接電気に変換する発電方法です。本町の太陽光発電導入ポテンシャルは、設備容量で 190.105MW です。そのうち、建物の屋上等に設置を想定した(建物系)場合、94.215MW、田畑や荒廃地といった平地に設置を想定した(土地系)場合、95.890MW です。住宅や田畑が密集している北東部に導入ポテンシャルが高いことがわかります。

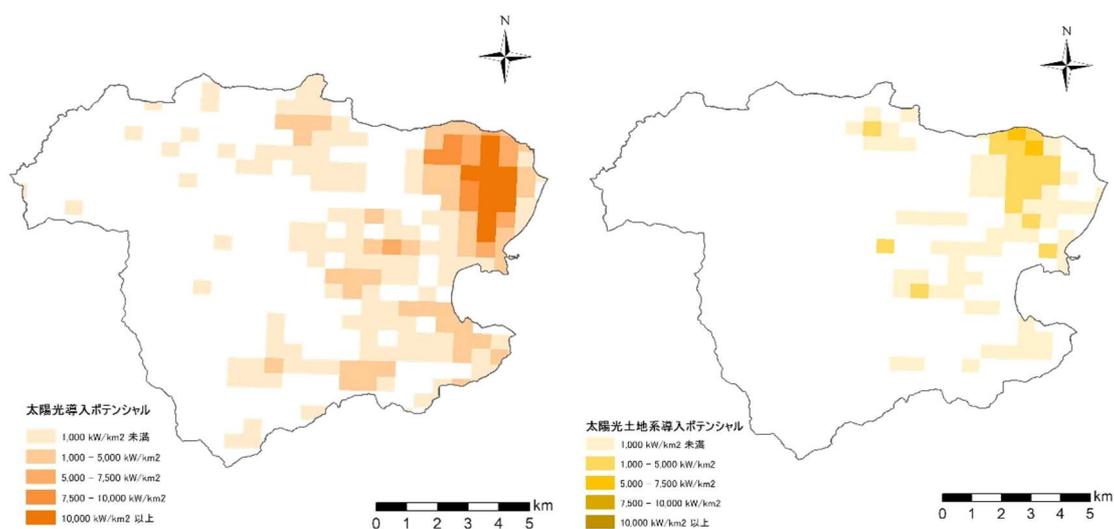


図 34 再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

(太陽光：建物系)

図 35 再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

(太陽光：土地系)

出典：再生可能エネルギー情報提供システム REPOS(リーパス)

②太陽熱

太陽熱は、太陽の熱エネルギーを太陽集熱器に集め、熱媒体を暖め給湯や冷暖房等に活用するシステムです。本町の太陽熱の導入ポテンシャルは 182,995.779GJ/年です。町全体としてポテンシャルがあるものの、特に建物が数多く立地する北東部でポテンシャルが高いことがわかります。

③地中熱

地中熱は、浅い地盤の地中温度と外気温度の温度差を利用し、冷暖房などに活用するシステムです。本町の地中熱発電の導入ポテンシャルは 980,457.027GJ/年です。建物が密集している北東部にポテンシャルが集中していることがわかります。

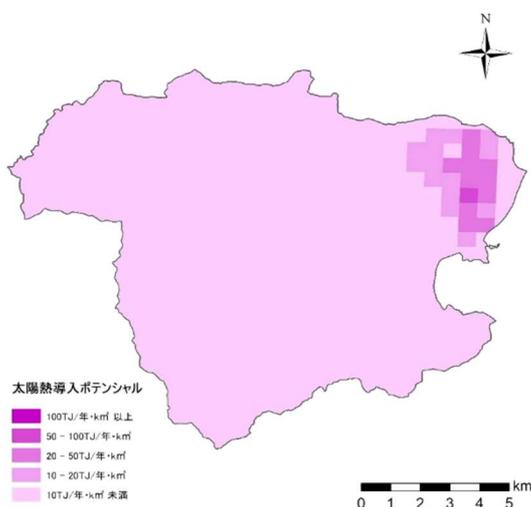


図 36 再生可能エネルギーの導入ポテンシャル
(太陽熱)

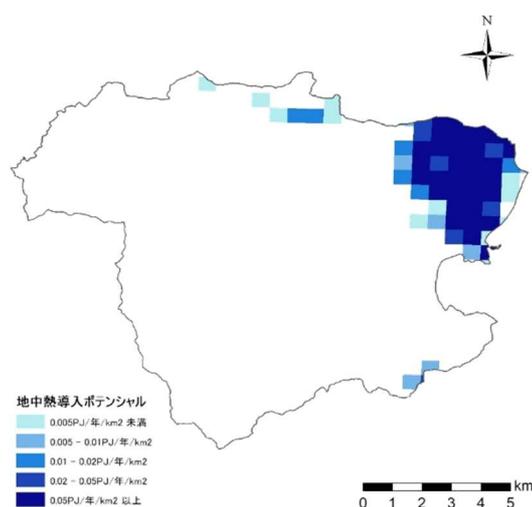


図 37 再生可能エネルギーの導入ポテンシャル
(地中熱)

出典：再生可能エネルギー情報提供システム REPOS(リーパス)

第5章 温室効果ガス排出量および再生可能エネルギー導入量の目標

1. 温室効果ガス排出量削減目標の考え方

温室効果ガス排出量を削減し、カーボンニュートラル達成するための対策として、「省エネルギー推進による削減」「再生可能エネルギー導入による削減」「森林吸収量」の3つの対策を実施します。対策の実施にあたっては令和12(2030)年度を短期目標、令和32(2050)年を長期目標として、3つの対策を段階的に実施することにより、カーボンニュートラルを達成します。

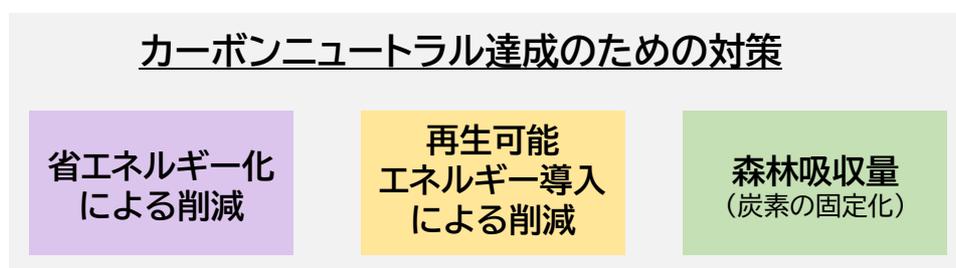


図 38 カーボンニュートラル達成のための対策

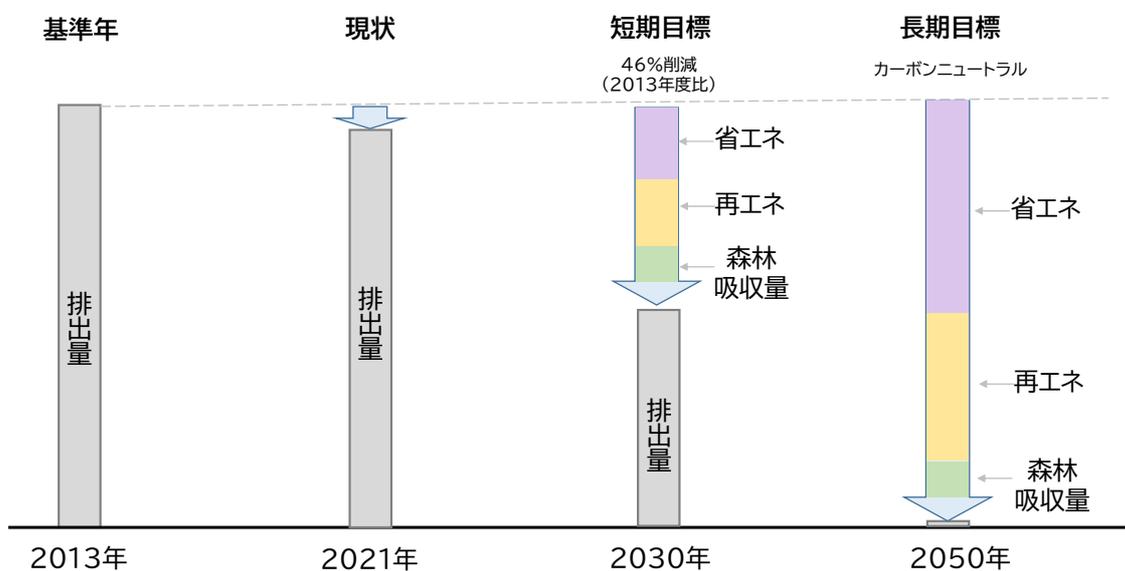


図 39 カーボンニュートラル達成のイメージ

2. 現状推移ケース（BAU シナリオ）

現行対策のまま追加的な対策を取らないケースで推移した場合の BAU シナリオにおける温室効果ガス排出量は、令和 12(2030)年 72.5 千 t-CO₂ で、基準年である平成 25(2013)年度比約 28.2%、令和 32(2050)年 71.6 千 t-CO₂ で同年度比約 29.2%となりました。

温室効果ガス排出量は、令和 3 年(2021)年以降、概ね横ばいで推移し、国の「令和 12(2030)年 46%削減(2013 年度比)」の目標値を約 17.8%下回る結果となったため、排出量を削減する省エネ・再エネ導入などの対策が必要です。

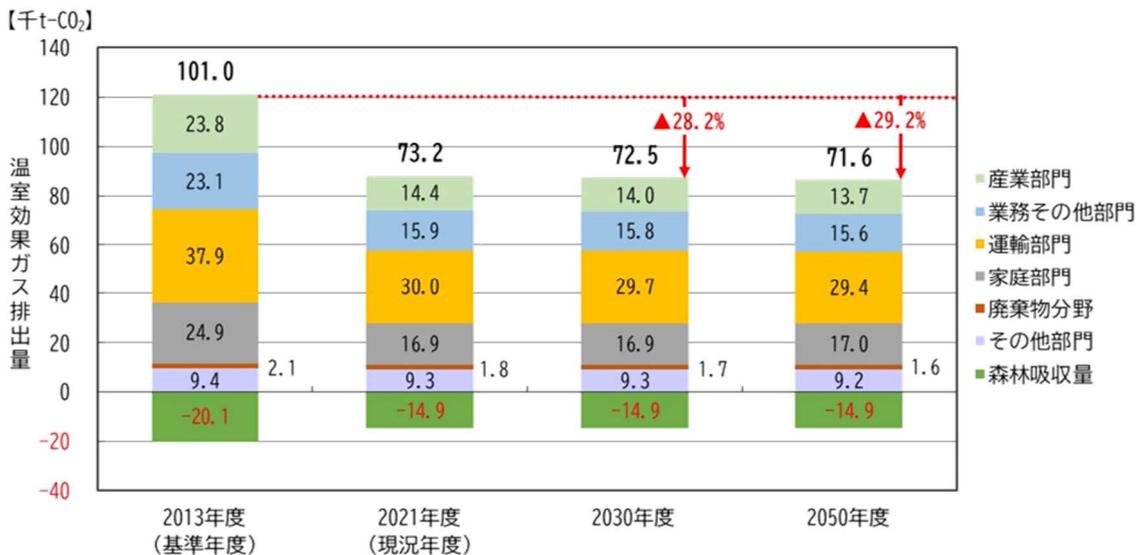


図 40 温室効果ガス排出量の部門別推移 (BAU シナリオ)

表 5 温室効果ガス排出量 (BAU シナリオ)

	実績値		将来の推計値			
	平成 25 年度 (2013 年度) 基準年度	令和 3 年度 (2021 年度) 現状年度	令和 12 年度 (2030 年度)		令和 32 年度 (2050 年度)	
	排出量 [千 t-CO ₂]	排出量 [千 t-CO ₂]	排出量 [千 t-CO ₂]	削減率 [%]	排出量 [千 t-CO ₂]	削減率 [%]
産業部門	23.8	14.4	14.0	41.0	13.7	42.5
業務その他部門	23.1	15.9	15.8	31.7	15.6	32.2
家庭部門	24.9	16.9	16.9	32.2	17.0	32.0
運輸部門	37.9	30.0	29.7	21.5	29.4	22.5
廃棄物分野	2.1	1.8	1.7	19.5	1.6	24.0
その他部門	9.4	9.3	9.3	1.6	9.2	1.9
森林吸収量	-20.1	-14.9	-14.9	26.1	-14.9	26.1
合計	101.0	73.2	72.5	28.2	71.6	29.2

・四捨五入により、合計値と内訳の合計値が一致しない場合があります。

3. カーボンニュートラル推移ケース（脱炭素シナリオ）

脱炭素シナリオに基づく将来推計として、令和 12(2030)年 50.9 千 t-CO₂で、基準年の平成 25 (2013)年度比約 49.6%、令和 32(2050)年 -5.9 千 t-CO₂で同年度比約-105.8%となりました。

温室効果ガス排出量は、減少傾向で推移し、国の「令和 12(2030)年 46%削減(2013 年度比)」の目標値を約 3.6%上回る結果となったため、国の削減目を達成できる結果となりました。なお、令和 32(2050)年度の温室効果ガス排出量は、森林吸収量を下回るため、カーボンニュートラルを達成できる試算となります。

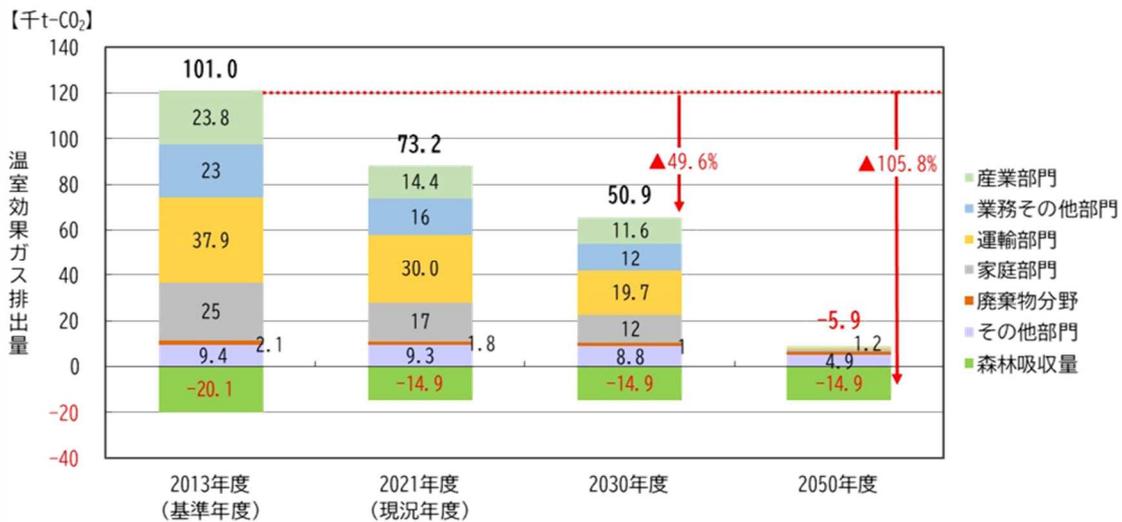


図 41 温室効果ガス排出量の部門別推移推移（脱炭素シナリオ※）

表 6 温室効果ガス排出量（脱炭素シナリオ※）

部門・分野	実績値		将来の推計値			
	平成 25 年度 (2013 年度) 基準年度	令和 3 年度 (2021 年度) 現状年度	令和 12 年度 (2030 年度)		令和 32 年度 (2050 年度)	
	排出量 [千 t-CO ₂]	排出量 [千 t-CO ₂]	排出量 [千 t-CO ₂]	削減率 [%]	排出量 [千 t-CO ₂]	削減率 [%]
産業部門	23.8	14.4	11.6	51.1	1.2	95.1
業務その他部門	23.1	15.9	12.1	47.5	0.0	99.8
家庭部門	24.9	16.9	12.0	51.9	0.8	96.7
運輸部門	37.9	30.0	19.7	48.0	0.5	98.6
廃棄物分野	2.1	1.8	1.7	19.5	1.6	24.0
その他部門	9.4	9.3	8.8	7.0	4.9	48.3
森林吸収量	-20.1	-14.9	-14.9	26.1	-14.9	26.1
合計	101.0	73.2	50.9	49.6	-5.9	105.8

・四捨五入により、合計値と内訳の合計値が一致しない場合があります。

※脱炭素シナリオとは、活動量の変化を考慮するだけでなく、ゼロカーボンのための追加的対策を実施した場合を想定したケースのことです。

表7 各部門・分野等に応じた脱炭素シナリオにおける本町の姿

部門・分野等	脱炭素シナリオにおける本町の姿
産業部門	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者において省エネルギー化の取り組みが継続的に実施されています。 ○事業所に太陽光発電設備が設置され、再生可能エネルギーが積極的に活用されています。
業務その他部門	<ul style="list-style-type: none"> ○新築建築物に高効率設備の導入が積極的に進められ、ZEB化されています。 ○事業所に太陽光発電設備が設置され、再生可能エネルギーが積極的に活用されています。 ○新築される公共施設には太陽光発電設備・地中熱の利用システムなどの再生可能エネルギーが導入され活用されています。また、設置可能な公共施設に太陽光発電設備が導入されています。
家庭部門	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅に太陽光発電設備が設置され、再生可能エネルギーが積極的に活用されています。 ○高効率の給湯器や照明などが導入され省エネルギー化が進められています。 ○快適性を保ちながら省エネルギー化を支援するシステムの導入が進められています。 ○新築住宅のZEH化が実施されています。高効率の給湯器や照明などが導入されています。
運輸部門	<ul style="list-style-type: none"> ○自動車の省エネルギー化が積極的に実施され、EV(電気自動車)などの次世代型自動車の導入が進められています。 ○鉄道分野において、省エネルギー化の取り組みが継続的に実施されています。
廃棄物分野	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみの排出抑制・減量化のため、4R(Refuse:不要なものは買わない、Reduce:ごみの発生を減らす、Reuse:再使用、Recycle:再資源化)などが積極的に実施されています。
その他部門	<ul style="list-style-type: none"> ○温室効果ガスの発生源に対する抑制対策が段階的に実施されています。
森林吸収量	<ul style="list-style-type: none"> ○森林が適正に管理され、今ある森林が維持されています。
共通	<ul style="list-style-type: none"> ○環境意識の高まりにより、消費者が社会的な課題解決を考慮し、課題に貢献する事業者に対して消費活動を行う倫理的消費が積極的に進められています。 ○再生可能エネルギー由来の電気や持続可能な燃料などが使用されています。

4. 温室効果ガス排出量および再生可能エネルギー導入量の目標値

(1) 温室効果ガス排出量の目標値

本町における温室効果ガス排出量の目標値は、国の『地球温暖化対策計画(令和 3 年 10 月 22 日閣議決定)』の目標値である令和 12(2030)年度温室効果ガス排出量 46%削減(2013 年度比)に基づき、令和 12(2030)年度 温室効果ガス排出量 54.5 千 t-CO₂とします。

目標	令和 12(2030)年度温室効果ガス排出量 46%削減 (2013 年度比)
目標値 令和 12 年(2030 年度)	54.5 千 t-CO ₂

(2) 再生可能エネルギーの導入目標値

本町の再生可能エネルギーの導入目標値は、令和 12(2030)年度において、太陽光 38TJ、地中熱 0.1TJとします。なお、令和 32(2050 年度)における導入予想値として、太陽光 44TJ、地中熱 0.2TJとします。

なお、再生可能エネルギーの導入にあたっては、周辺の自然・生活環境や景観などに十分に配慮・考慮しながら設備導入を進めます。

表 8 再生可能エネルギーの導入目標値・導入推計値

再生可能エネルギー		導入目標値	導入予想値
		令和 12 年度 (2030 年)	令和 32 年度 (2050 年)
電気	太陽光	38TJ	44TJ
再エネ(電気)合計		38TJ	44TJ
熱	地中熱	0.1TJ	0.2TJ
再エネ(熱)合計		0.1TJ	0.2TJ

・四捨五入して表記しています。

・TJ(テラ・ジュールの略号):エネルギーの単位。テラは 10 の 12 乗のことです。

・CO₂に換算した場合、38TJ:約 4.2 千 t-CO₂、44 TJ:約 4.9 千 t-CO₂、0.1TJ: 0.01 千 t-CO₂、0.2TJ: 0.02 千 t-CO₂ です。(排出係数 0.406 t-CO₂の場合)

第6章 基本理念および将来像

本町の令和 32(2050)年度カーボンニュートラル達成のための基本理念を定めます。

基本理念

環境にやさしいまちから目指すゼロカーボン

～次世代につなぐ～

『第二次富士川町総合計画』では、将来像として「暮らしと自然が輝く 交流のまち ～“生涯”快適に暮らせるまちを目指して～」を掲げています。この将来像を実現するためには、持続可能なまちを次世代に引き継ぐことが必要となります。

本町は、今まで「環境にやさしいまち」として、行政・町民・事業者がそれぞれ取り組みを実行してきました。

これからも環境にやさしいまち「ふじかわ」として培った取り組みを継続的に実行します。

そして、これまでの取り組みの延長線上において、行政・町民・事業者がカーボンニュートラルに向けた取り組みを一丸となって実行します。

カーボンニュートラルの実現は長い月日を要します。世代を超えて環境にやさしい取り組みを実施・展開することによって、この良いまちを発展させ、次世代につないでいきます。

本計画の計画期間は、令和 12(2030)年度までとなりますが、令和 32(2050)年度のカーボンニュートラル達成を見通した基本理念を設定します。

本計画の将来像は次ページの通りです。



图 42 将来像

第7章 基本方針

基本理念・将来像を本町域において実現するため、基本方針を3つ定めます。

- 「基本方針1 再エネと省エネを進める」
- 「基本方針2 循環型社会の形成を進める」
- 「基本方針3 環境変化に応じたまちづくりを進める」とします。

基本理念および基本方針に対応する施策を一覧にした図は以下の通りです。



図 43 基本理念および基本方針・施策の体系図

基本方針 1 再エネと省エネを進める

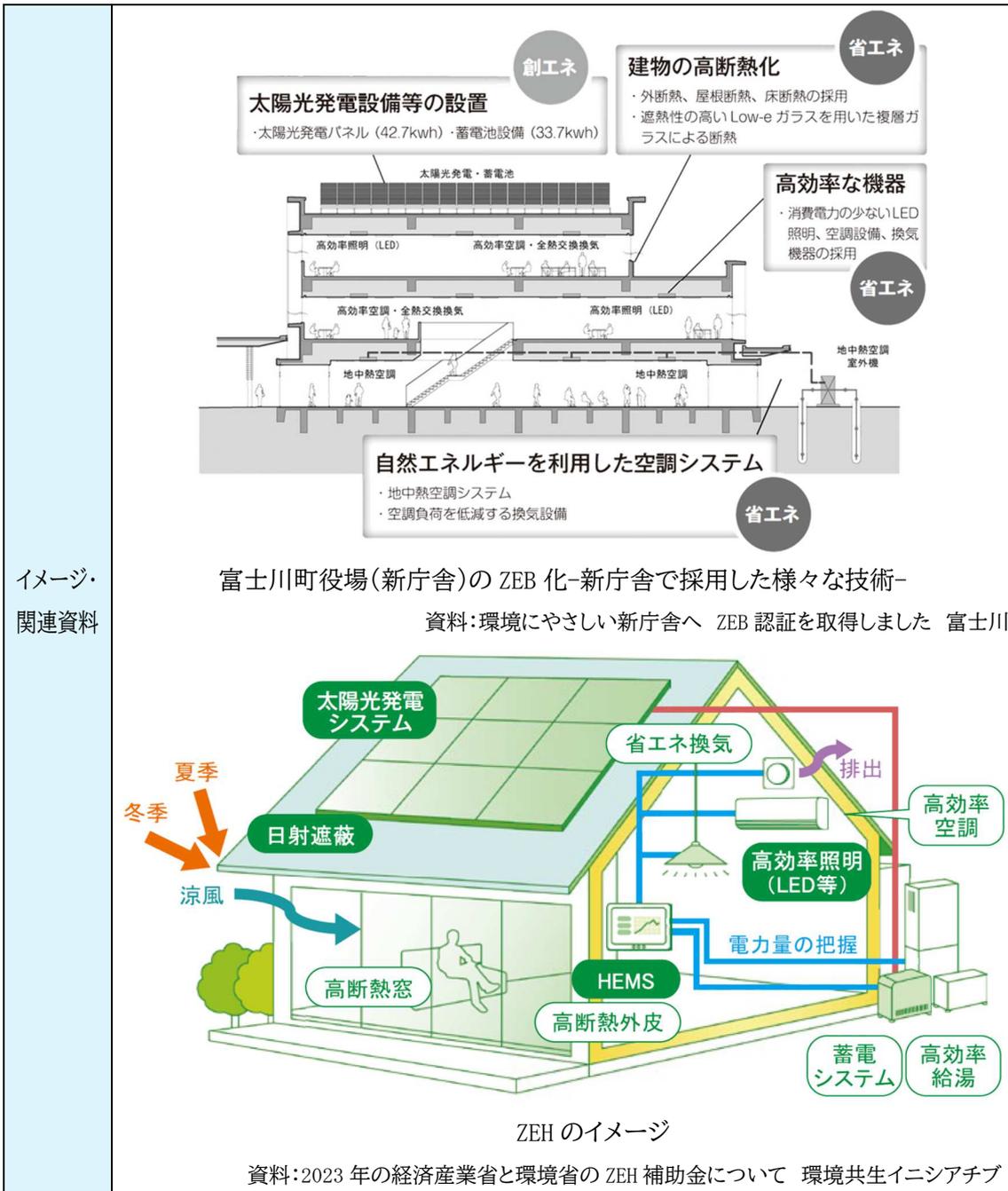
1-1 再エネ・省エネ設備の導入を推進する

各主体の活動	町	<ul style="list-style-type: none"> ○区域内の再エネ導入を進めるため、住宅用太陽光発電システム設置費補助金などによる太陽光発電の設置を促進します。また、事業所などに対する再エネ設備導入に関する補助制度の創設を図ります。 ○再エネ・省エネ設備、家庭用ヒートポンプ給湯器などの導入に関する国・県等の補助金の周知を進め、再エネ・省エネ設備導入を促進します。 ○公共施設において、国の補助金などを活用し、太陽光・地中熱などの再エネ、空調・LED 設備などの省エネ設備の導入を進めます。なお、設備導入にあたっては災害時の電源確保といった点も考慮します。 ○公共施設において電気、重油、灯油などのエネルギー使用量の削減に努めます。 ○公共施設において、施設整備・更新において再エネ・省エネ設備の導入などにより、ZEB 化 ZEH 化を進めます。また、災害対応も考慮し設備導入を進めます。
	町民	<ul style="list-style-type: none"> ○補助金などを活用し、太陽光などの再エネ、空調・LED・家庭用ヒートポンプ給湯器などの省エネに関する設備導入に努めます。また、住宅の ZEH 化に努めます。 ○設備更新の際には省エネ性能の高い家電の切り替え・導入に努めます。
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○周辺状況に十分配慮し、再生可能エネルギーの導入に努めます。 ○設備の更新の際には、補助金などを活用し、再生可能エネルギー導入や高効率の省エネ設備の導入、ZEB 化に努めます。
イメージ・関連資料	 <p>写真 7 天神ゆずっこ保育園(旧第 1 保育所)の太陽光(ピカリコ No1)</p>	

イメージ・
関連資料



写真 8 富士川町庁舎 ZEB 化、再エネ・蓄電池設備(太陽光・地中熱、蓄電池)



イメージ・
関連資料

	各指標	現状値	目標値
		令和 6(2024)年度時点	令和 12(2030)年度時点
モニタリング指標	住宅用太陽光発電システム設置費補助金支給件数	8 件/年 [※] ※令和 5(2023)年度時点	12 件/年
	事務事業排出量	3,130.973t-CO ₂ [※] ※令和 3(2020)年度	1,487t-CO ₂

1-2 省エネ行動を推進する

各主体の活動	町	○エネルギー消費量の削減につながるクールビズの実施、エコドライブなどを推進します。また、就業時間後の空調停止など働き方改革にもつながる省エネ行動を推進します。
	町民	○家族が一部屋で過ごす団らんの時間を設けることにより、バラバラに過ごした時と比べエネルギーを余分に消費しすぎないようにします。 ○お風呂は続けて入る、冷蔵庫に食べ物を詰めすぎない、食品を買いすぎない、便座の温度設定を低めにします。
	事業者	○従業員の軽装・重ね着を認め、働きやすい職場環境づくりを進めます。 ○テレワークやクールビズの実施、退勤時に使用しない電子機器のコンセントを抜く、タスク・アンビエント照明を実施します。

イメージ・関連資料

【オフィス篇】

うちわや扇子を利用して体感温度を下げる 

ブラインドや断熱シートで室温上昇ストップ 

夏らしいすっきりアップスタイルで涼やかに 

清涼感のある色使い、薄手の素材感など快適に過ごせる軽装で爽やかに 

冷感グッズを使用してひんやり快適に 

【家庭編】

一つの部屋に集まって一家団らん、エアコン稼働も一台に 

こまめなフィルター清掃でエアコンの効き目アップ 

グリーンカーテンでお部屋を涼しい木陰に 

夏野菜やかき氷をおいしく食べて身体の中からクールダウン 

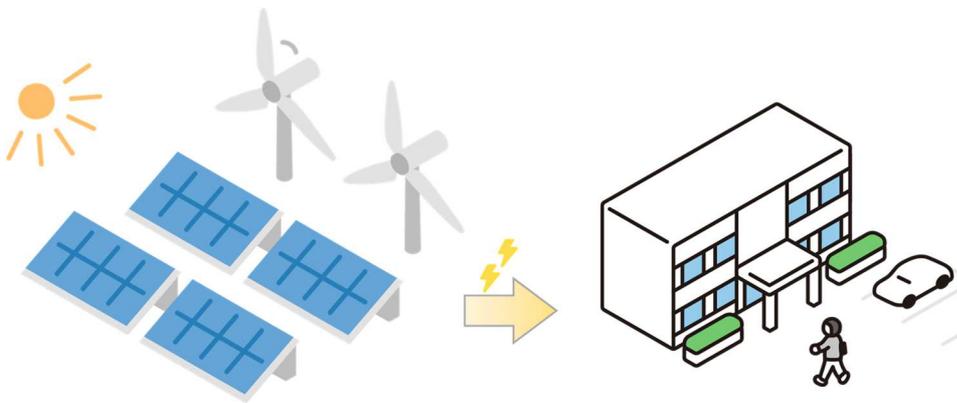
冷房使用時はせっかく冷やした空気を逃がさないようにドアや窓をしっかりと閉める

冷房に加えて扇風機を効果的に活用する(室内の冷たい空気を循環させることができ、冷房効率を上げることができます)

こまめな室温確認で適度な冷房使用を心がける 

資料:COOL BIZ 環境省 オフィス篇 家庭編

1-3 再エネ・低炭素電気の購入を推進する

各主体の活動	町	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設の電力供給契約について、再エネ由来の電気もしくは二酸化炭素の排出が少ない電気の購入に努めます。 ○再エネ・低炭素電源の購入を促進します。 	
	町民	<ul style="list-style-type: none"> ○自宅の電気契約メニューを見直し、再エネ由来・排出係数の低い電力メニューへの切り替えを努めます。 	
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○自社の施設における再エネ由来・排出係数の低い電力メニューへの切り替えに努めます。 ○グループ企業や事業・業務に関連する会社においても、再エネ由来・排出係数の低いメニューへの切り替えに努めます。 	
イメージ・関連資料	 <p style="text-align: center;">再エネ電気の供給</p>		
モニタリング指標	各指標	現状値 令和 6(2024)年度時点	目標値 令和 12(2030)年度時点
	再エネ低炭素電気の購入の普及啓発	0 件/年	3 件/年

基本方針 2 循環型社会の形成を進める

2-1 廃棄物の削減を推進する

各主体の活動	町	<ul style="list-style-type: none"> ○循環型社会づくりを進めるため、廃棄物の削減と回収を進めます。回収にあたってはリサイクルステーションを設置します。 ○食品トレーなどの利用によるごみの増加を防ぐため、リユース食器導入促進事業補助金の利用を促し、ごみの削減に努めます。 ○30・10 運動！（さんまるいちまるうんどう）を周知し、会合などに際実践します。
	町民	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物の出にくいサービスを積極的に利用し、生ごみや家庭ごみの削減を進めます。 ○雨水タンク設置の検討を進めます。 ○各地区の環境衛生委員を中心として、動画や「ごみの出し方辞典（50 音順）」等を参考に、ルールを守ったゴミ出しを行います。 ○地域行事などで大人数が集まる際にはプラスチックごみの削減につながるリユース食器を積極的に利用します。
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物が出ない・出にくい商品やサービスの展開を進めます。 ○家庭における雨水タンク設置の普及を図ります。 ○催しなどで参加人数を事前に把握し弁当・オードブルなどの食べ残しを出にくいようにするなどフードロスの削減に努めます。

イメージ・
関連資料



写真 9 リサイクルステーション(鯉沢地区)

イメージ・
関連資料



リユースでカエル

リユース食器のレンタルで、日本中のイベントをエコにしたい!



リユースでカエル

ヴァンフォーレ甲府のホームゲームを、エコなスタジアムにしたい!

リユース食器

出典: 認定特定非営利活動法人 スペースふう HP

宴会・お食事は

30・10 運動

Sanmaru ・ Ichimaru Undo

おいしく残さず、食べきろう!

宴会 5 箇条

- 1 まずは、適量注文
- 2 幹事さんから「おいしく食べきろう!」の声かけ
- 3 開始30分、終了10分は、席を立たずにしっかり食べる「食べきりタイム!」
- 4 食べきれない料理は仲間で分け合おう
- 5 それでも、食べきれなかった料理は、お店の方に確認して持ち帰りましょう。

全国おいしい食べきり運動 ネットワーク協議会 全国キャンペーン

富士川町イメージキャラクター 「飯桶屋 (きんぼくや)」

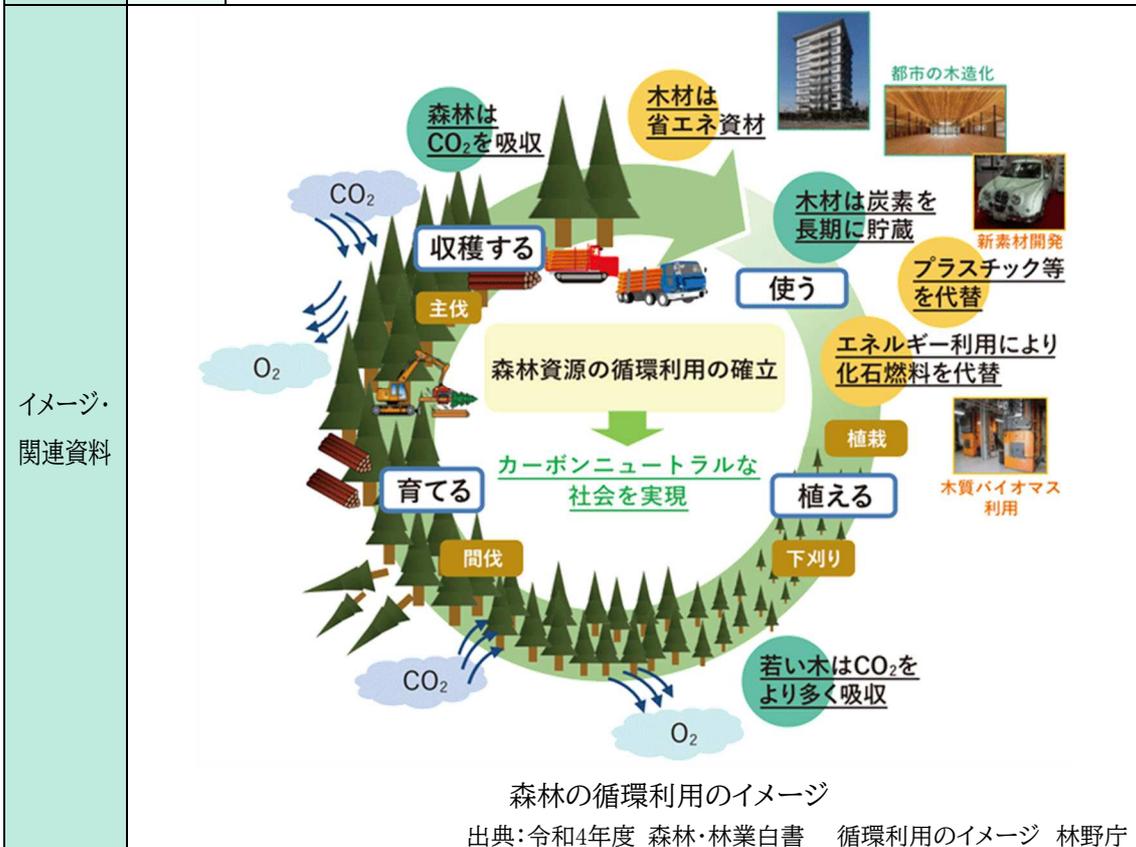
30・10 運動(会食などで食品ロスを減らすためのキャンペーン)

出典: 富士川町 町民生活課HP

モニタリング指標	各指標	現状値 令和 6(2024)年度時点	目標値 令和 12(2030)年度時点
	家庭系ごみ排出量	639g/人・日※ ※令和 2(2020)年度	576g/人・日※ ※令和 13(2031)年度
	環境のまち富士川 ムービー再生回数	512 回	1,000 回
	リユース食器導入促進 事業補助金	19 件/年※ ※令和 5(2023)年度	30 件/年

2-2 二酸化炭素の吸収源を確保する

各主体の活動	町	<ul style="list-style-type: none"> ○森林環境譲与税を適切に活用し、私有林の間伐など二酸化炭素の吸収源の適正管理を進めます。 ○町有林の適正管理および町有林材の有効活用を進めます。 ○「緑の募金」事業など町内の緑化活動の普及啓発を進めます。 ○『富士川町内の建築物等における木材の利用の促進に関する方針』に基づき、公共施設における木材の利用を促進します。また、町内の建物の木材利用についても普及啓発を行います。
	町民	<ul style="list-style-type: none"> ○所有する森林の適正管理に努めます。 ○身近な緑の充実を図ります。また、身近な緑の適正管理を行い美しい景観づくりに努めます。 ○国産木材を有効活用した商品を購入し、住宅の建て替えなどの際には可能な限り地元木材を利用します。
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○所有する森林の適正管理に努めます。 ○敷地内の身近な緑を充実させます。 ○国産木材を有効活用したサービスや建物の木質化などを検討します。



イメージ 関連資料	 <p>写真 10 身近な緑(町役場)</p>		
	 <p>写真 11 木材の活用(町役場)</p>		
モニタ リング 指標	各指標	現状値 令和 6(2024)年度時点	目標値 令和 12(2030)年度時点
	森林の森林施業面積	0ha	19,158.71ha
	地域林政アドバイザーの 雇用	1人/年	1人/年

基本方針3 環境変化に応じたまちづくりを進める

3-1 気候変動への対応を推進する

各主体の活動	町	<ul style="list-style-type: none"> ○熱中症対策としてクーリングシェルターなどを設置します。また、冬季の対策として暖を取ることでできるウォームシェアを進めます。 ○自然災害時に利用できる自立型再エネの導入を進めます。
	町民	<ul style="list-style-type: none"> ○クールシェア・ウォームシェアとして利用することのできる施設を利用します。また、マイボトルを持参しこまめに水分を補給します。 ○すだれ・よしずだけでなく、楽しみながら日射を遮蔽することができる緑のカーテン(ゴーヤ、ぶどう、アサガオ、ホップなど)を検討します。
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○従業員の野外の安全な労働環境を確保するため、「熱中症対策ガイドライン」などを参考に熱中症対策に取り組みます。 ○災害時の事業継続計画作成などの取り組みを進めます。

写真 12 クーリングシェルター(役場)の様子



写真 13 熱中症対策ガイドライン



出典：環境省 HP

イメージ・関連資料

家の外の工夫



グリーンカーテン



室外機周辺への直射日光を避ける

家の中の工夫



すだれ



よしず



エアコンフィルターの掃除

自分でできる夏を涼しく過ごす工夫

出典：環境省 HP

モニタリング指標	各指標	現状値 令和 6(2024)年度時点	目標値 令和 12(2030)年度時点
		クールシェア・ウォームシェアの対象施設	6 施設 ※クールシェア施設

3-2 環境教育を推進する

各主体の活動	町	<p>○カーボンニュートラル・地球温暖化対策の理解を深めるため、町民・児童生徒向けの出前講義の実施、町民生活課担当者による「環境学習会」を開催するなど環境教育を進めます。</p> <p>○SDGs 児童書展示や大人向けのエコライフに関する書籍を購入します。</p>
	町民	<p>○積極的に環境に関する講義などに参加します。</p> <p>○環境意識を高めるため、子供から大人まで自然に触れ合うことのできるイベントに参加します。</p>
	事業者	<p>○自社で環境にやさしい取り組みを行っている場合、自社の社員が講演を行ったり、児童・生徒が学習する場を提供したりするなど環境教育の担い手として参画を進めます。</p> <p>○自社で環境に関する取り組みを行っている内容に関して環境教育として地域に発信することにより、企業価値の向上を目指します。</p>

イメージ・
関連資料



写真 14 環境教育の様子(ごみの分別)

モニタ リング 指標	各指標	現状値 令和 6(2024)年度時点	目標値 令和 12(2030)年度時点
	環境学習会の実施	5 回/年	5 回/年
	町民・児童生徒向けの 出前講義	0 回/年	要望に応じ 積極的に実施する

3-3 環境にやさしい交通環境づくりを進める

各主体の活動	町	<ul style="list-style-type: none"> ○公用車などへの電動車の導入、充電器の設置を進めます。 ○電動車の利用者を増やすため、電気自動車購入費補助金による利用促進を進めます。 ○コミュニティバス・ホリデーバス・デマンド交通を運行し公共交通の利用を促進します。また、イベントを開催するときは開催内容と合わせて公共交通の情報を記載します。 ○峡南ネクスト共創会議と連携したシェアサイクル事業や道の駅におけるレンタサイクル、富士川町サイクリングマップ、給水スポットマップなどにより自転車の利用を促進します。
	町民	<ul style="list-style-type: none"> ○自家用車を電動車へ切り替えるなど環境負荷を軽減します。 ○バスなどの環境負荷の少ない公共交通機関を利用します。 ○環境にやさしく健康づくりにもつながる自転車などを利用します。
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○社用車の電動化、充電設備の設置を進めます。 ○バスなどの公共交通機関を積極的に利用します。 ○近場や敷地内の移動は自転車を活用します。

イメージ・
関連資料



写真 15 公用車(電動車)



写真 16 EV 充電器



写真 17 コミュニティバス・ホリデーバス



	各指標	現状値	目標値
		令和 6(2024)年度時点	令和 12(2030)年度時点
モニタリング指標	電気自動車購入費補助金支給件数	0 件/年	5 件/年
	コミュニティバス利用者数	8,655 人/年※ ※令和 4(2022)年時点	8,050 人/年※ ※令和 10(2028)年
	ホリデーバス利用者数	1,179 人/年※ ※令和 4(2022)年	1,100 人/年※ ※令和 10(2028)年
	デマンド交通の利用者数	14,628 人/年※ ※令和 4(2022)年	14,410 人/年※ ※令和 10(2028)年
	シェアサイクル利用者数	71人/年	100 人/年

3-4 地産地消のまちづくりを進める

各主体の活動	町	○市民農園の利用、学校給食での地場食材の活用、富士川町朝市(よりみちマーケット)の開催などにより、農産品等の輸送によるエネルギー消費量の削減を促進します。
	町民	○食卓で食べたい野菜を家庭菜園や市民農園などで育て、楽しみながら地産地消に取り組みます。
	事業者	○地元食材を社食で利用したり、観光農園に取り組んだりするなど農地を有効かつ効果的に活用します。

イメージ・
関連資料



写真 19 富士川町朝市(よりみちマーケット) 資料:富士川町 HP



写真 20 市民農園(長沢地区)

モニタリング指標	各指標	現状値 令和 6(2024)年度時点	目標値 令和 12(2030)年度時点
	市民農園利用率の増加	83.7%※ ※令和 2(2020)年度	90.0%※ ※令和 8(2026)年
	学校給食における峡南地区の食材の使用量拡大	2,430kg※ ※令和 3(2021)年度	2,500kg※ ※令和 8(2026)年

3-5 新技術の活用・新しい取組みを推進する

各主体の活動	町	○道の駅における水素自転車の実証実験など新技術を活用した取り組みを進め、水素などの新技術の普及啓発を進めます。
	町民	○新技術を利用することができる実証実験に積極的に参加します。
	事業者	○新技術の実証実験を検討します。 ○再エネを活用した新たな取り組みを実施します。(スマート農業との連携、農業機械の電化など)



写真 21 水素自転車の実証実験

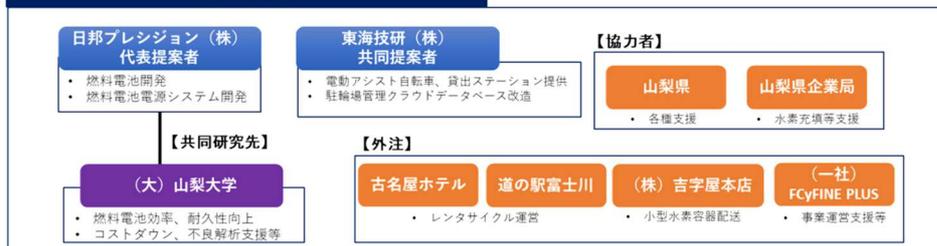
【移動式FC電源】

イメージ・
関連資料



- ・ 走行距離：**100km以上**
※ (現状40~50km/バッテリー-比2倍以上)
 - ・ 耐久性 (起動停止劣化耐性)：**劣化なし**
※ 現状バッテリー-寿命3年程度)
 - ・ 水素燃料充填：**数分以内充填**
※ (現状バッテリー-充電数時間)
 - ・ 軽量性：**従来自転車と同等以下の軽量化**
- さらに
移動先での外部への電源供給が可能！
災害時の移動式発電機としても利活用可能！

実施体制図



資料：水素・燃料電池の多用途展開に向けた技術開発実証事業の採択について 令和4年11月18日(プレスリリース)

第8章 推進体制

1. 推進体制

計画の推進体制は、各主体がそれぞれの役割を担い効果的な温暖化対策を実行することとします。各主体の役割は以下の通りです。

(1) 本町

町長のもと、町民生活課を事務局として、温暖化対策の庁内調整、進行管理を行います。関係各課は温暖化対策を率先行動として実行することにより、町内の脱炭素化を推進します。温暖化対策の実施にあたっては、他の関連施策との連携を進めます。また、環境審議会からの答申を受け、必要に応じて協議を行うなどして、答申結果を本計画に反映します。

(2) 町民、事業者

町民、事業者は、本町などから伝達される普及啓発情報を積極的に利用し、温暖化対策を実行します。実行にあたっては、町の温暖化対策との協働を図ります。

(3) 環境審議会

町長の諮問により、環境審議会において計画などを審議し、その結果を答申します。

(4) 地球温暖化対策推進協議会

本計画の進行管理や普及啓発などにより、地球温暖化対策を推進します。

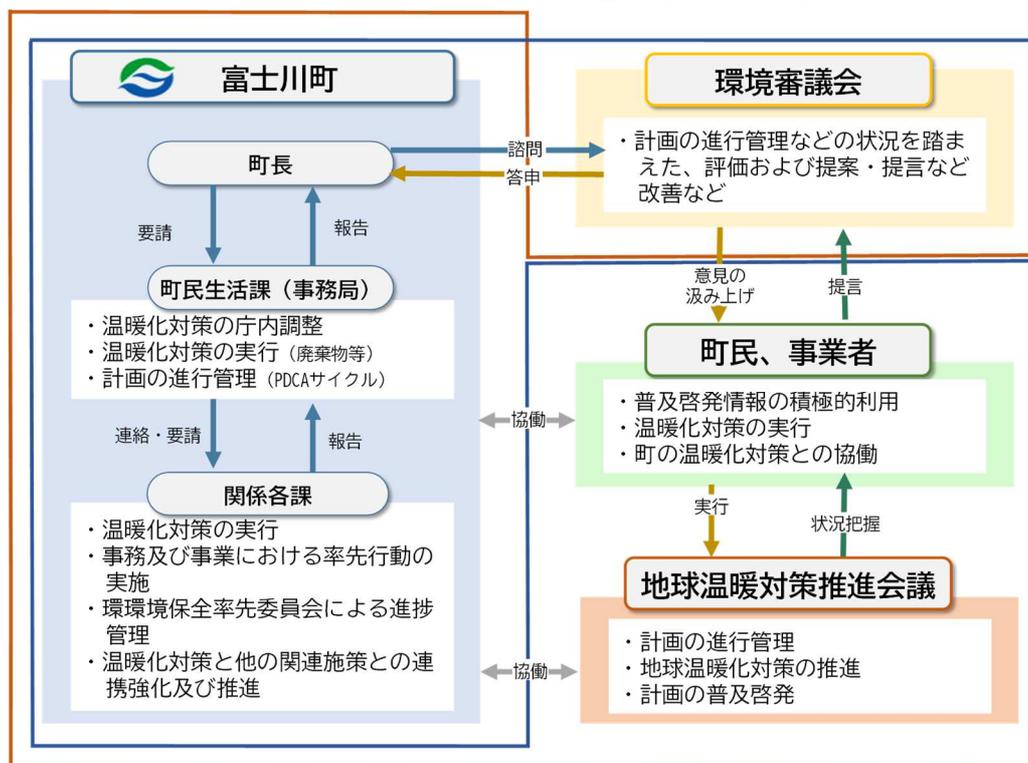


図 44 計画の推進体制

— 計画の策定時
— 計画の運用時

2. 計画の進行管理

本計画の進行管理として「地球温暖化対策推進会議」により PDCA サイクル(Plan:計画、Do:行動、Check:評価、Action:改善)を実施します。PDCA サイクルのそれぞれの内容は以下の通りです。

(1) 計画

国の法改正などにより、必要に応じ計画を策定・改定します。なお、国の方針や社会経済的状況が大きく変化した場合は、必要に応じて内容を反映するなどの見直しを行います。

(2) 行動

計画した温暖化対策を予算化し、実際の対策につながるよう行動します。行動する際は、町、町民、事業者などが協働し、一丸となって脱炭素化の達成を目指します。行動にあたっては、カーボンニュートラルの実現には長期的な取り組みが必要となることから、実施主体の持続可能性・継続性にも留意し行動します。

(3) 評価

行動した温暖化対策の結果を評価します。評価にあたっては、目標値などの進捗管理指標をもとに評価します。

(4) 改善

評価結果を基に、目標達成のための改善を行います。改善にあたっては、町を取り巻く社会経済状況などを考慮します。また、新技術などの動向を捉え、必要に応じて計画に盛り込みます。

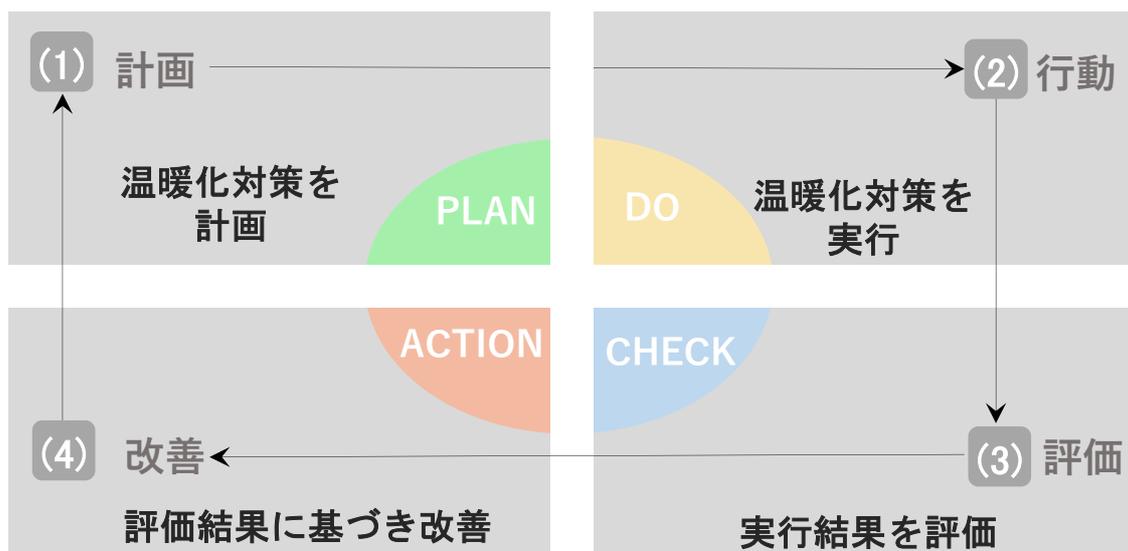


図 45 PDCA サイクル

資料編

1. 第2期計画の策定に関する諮問・答申

富士町生発第9— 号
令和6年9月3日

富士川町環境審議会
会長 様

富士川町長 望月 利樹

富士川町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定について（諮問）

地球温暖化対策の推進に関する法律では、各市町村において、地域脱炭素化事業の目標やその取組に関する事項などを定めた地球温暖化対策実行計画を策定することとされています。

本町では、2011年(平成23年)から2020年(令和2年)までの10年間を期間とする第1期計画を策定し、地球温暖化防止対策に努めてきました。

本計画は、町が掲げる温室効果ガス排出削減目標の達成に向けて、町内全域における各種施策を総合的に推進するための指針となるものであります。特に、本町の地理的、社会的特性を踏まえ、効果的かつ実効性のある施策の立案が求められます。

つきましては、本審議会におかれまして、本計画案の検討及び具体的な施策のご提言を賜りたく、諮問いたします。

2. 富士川町環境審議会条例

平成 22 年 3 月 8 日

条例第 141 号

(設置)

第1条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、富士川町における環境の保全に関する基本的事項を調査審議するため、町長の附属機関として富士川町環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境保全対策の基本方針の樹立に関すること。
- (2) 環境保全の予防対策及び被害対策に関すること。
- (3) その他環境保全対策に関すること。

2 審議会は、前項に規定する事項に関して必要に応じて町長に意見を申し出ることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員 15 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 関係団体の役職員
- (3) 学識経験者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長 1 人及び副会長 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを決める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 審議会は、必要の都度会長が招集する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前項の場合において議長は、委員として議決に加わることができない。

(専門委員会)

第8条 審議会は、環境保全に関する専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員は、審議会に属すべき委員のうちから会長が指名する。

(関係者の出席)

第9条 会長は、必要と認めたときは、議事に関係ある者に出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(審議会の庶務)

第10条 審議会の庶務は、町民生活課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に誘って定める。

附則

この条例は、平成22年3月8日から施行する。

附 則(令和2年6月23日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

3. 富士川町地球温暖化対策推進会議設置要綱

平成 25 年 5 月 30 日

告示第 31 号

(設置)

第1条 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)第 20 条の 3 の規定に基づき策定した富士川町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(以下「実行計画」という。)を推進するため、富士川町地球温暖化対策推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の事項について協議及び提言するものとする。

- (1) 実行計画の普及啓発に関すること。
- (2) 実行計画に基づく地球温暖化対策の推進に関すること。
- (3) 実行計画の進行管理に関すること。
- (4) その他地球温暖化対策に関し、必要な事項に関すること。

2 推進会議は、前項に規定する事項に関して必要に応じて町長に意見を申し出ることができる。

(組織)

第3条 推進会議は、委員 10 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 事業所又は関係団体の代表
- (2) 学識経験
- (3) 町長がその部内の職員のうちから指名する者

2 推進会議に部会を置くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長各 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを決める。
- 3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 推進会議は、必要の都度会長が招集する。

(会議)

第7条 推進会議の会議は、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

(関係者の出席)

第8条 会長は、必要と認めるときは、議事に関係ある者に出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(推進会議の庶務)

第9条 推進会議の庶務は、町民生活課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

(会議招集の特例)

2 この告示の施行の日以後最初に開かれる推進会議は、第 6 条の規定にかかわらず、町長が招集する。

4. 富士川町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

平成 22 年 3 月 8 日

告示第 41 号

(趣旨)

第1条 この告示は、「町民中心の富士川をやさしくするエネルギーとまちづくり」を目指し、町民の地球環境にやさしい新エネルギー導入を積極的に推進するために、住宅用太陽光発電システム(以下「システム」という。)を設置する者に対し、予算の範囲内において住宅用太陽光発電システム設置費補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「システム」とは、住宅の屋根等に設置した太陽電池による発電施設であって、低圧配電線と逆潮流有りで連系し、かつ、太陽電池の最大出力(対象システムを構築する太陽電池モジュールの公称最大出力(日本工業規格、国際電気標準会議等の国際規格に規定されている公称最大出力をいう。))の合計値が 10 キロワット未満であるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、自らが居住する、若しくは居住しようとする富士川町内の住宅等にシステムを設置する者又は町内に建築されたシステム付きの新築住宅を購入した者で、電力会社と電灯契約を締結するもの(以下「補助事業者」という。)とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、太陽電池出力 1 キロワット当たり 2 万 5,000 円を乗じて得た額(1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)とし、その額が 5 万円を超えたときは 5 万円とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助事業者は、富士川町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書(様式第 1 号。以下「補助金交付申請書」という。)に次の書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) システムを設置しようとする住宅の位置図
- (2) 工事着手前の現況写真(システム付きの住宅を購入した者は除く。)
- (3) 対象システムの設置に要する費用の内訳が記載されている工事請負契約書の写し又は見積書の写し
- (4) 設置するシステムの仕様が分かる書類
- (5) 新築する住宅において補助事業を実施しようとするときは建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認済証(以下「建築確認済証」という。)の写し及び既存住宅において補助事業を実施しようとするときは住民票の写し(当該住宅に居住していることが確認できるもの)

(6) その他町長が必要と認めた書類

(補助金交付の決定及び通知)

第6条 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金交付の可否を決定する。

2 町長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金交付決定通知書(様式第2号)により、また、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付通知書(様式第3号)によりそれぞれ通知する。

(計画変更の承認申請)

第7条 補助事業者は、補助金交付申請書の内容を変更するとき又はシステム設置を中止しようとするときは、速やかに、補助金変更・中止承認申請書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(補助金変更交付の決定)

第8条 前条の変更承認申請があったときは、補助金交付の申請と同様の手続を経て、変更交付の決定を、補助金変更・中止決定通知書(様式第5号)により行うものとする。

(工事着工届の提出)

第9条 補助事業者は、第6条又は前条の補助金交付決定を受けたときは、当該通知書に記載された補助金交付決定年月日から起算して2箇月以内に補助金工事着工届(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

(対象システムの設置)

第10条 補助事業者は、交付決定の日に属する年度の3月10日までに、工事を完了しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、工事完了後1箇月以内又は交付決定の日の属する年度の3月20日のいずれか早い日までに、実績報告書兼工事完了報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) システムの設置の状況を確認することができる写真
- (2) システムの設置費に係る領収書の写し及び内訳書
- (3) 電力会社との電力受給契約書の写し
- (4) 竣工検査の試験記録書の写し
- (5) 住民票の写し(当該住宅に居住していることが確認できるもの)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた書類

(補助金交付額の確定)

第12条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書兼工事完了報告書を審査し、補助事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書(様式第8号)により速やかに補助事業者へ通知する。

(補助金交付の請求及び交付)

第13条 町長は、前条の規定により補助金交付を決定した後、補助事業者からの補助金交付請求書(様式第9号)の提出に基づき、補助金を交付するものとする。

(処分の制限)

第14条 補助事業者は、太陽光発電システムをその法定耐用年数の期間内において、その当該システムを処分しようとするときは、処分承認申請書(様式第10号)を提出し、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

(交付決定の取消)

第15条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (4) 前条の規定によりシステムを処分したとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すときは、補助事業者に対して補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により通知する。

(補助金の返還)

第16条 町長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金の返還を命ずることができる。

(協力)

第17条 町長は、補助事業者に対して、必要に応じて売電量等資料の提供及びその他の協力を求めることができる。

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この告示は、平成22年3月8日から施行する。

附則(平成23年4月1日告示第26号)

(施行期日)

1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4条の規定は、この告示の施行の日以後の交付申請に係る補助金から適用し、同日前の交付申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附則(平成23年9月29日告示第46号)

この告示は、公布の日から施行する。

附則(令和5年6月30日告示第41号)

この告示は、公布の日から施行する。

附則(令和 6 年 3 月 25 日告示第 25 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の第 4 条の規定は、この告示の施行の日以後の交付申請に係る補助金から適用し、同日前の交付申請に係る補助金については、なお従前の例による。

様式 略

※改定される場合があり、その際は最新情報が適用されます。利用される場合は町民生活課までお問合せください。

5. 富士川町電気自動車購入費補助金交付要綱

令和 6 年 3 月 25 日

告示第 28 号

(趣旨)

第1条 この告示は、再生可能エネルギーの有効利用の促進と脱炭素社会の実現に寄与するため、電気自動車を購入した者に対し、予算の範囲内において富士川町電気自動車購入費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、富士川町補助金等交付規則(平成 22 年富士川町規則第 39 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「電気自動車」とは、搭載された電池(燃料電池を除く。)によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車(道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 60 条第 1 項の規定による自動車検査証(以下「自動車検査証」という。)の交付を受けた同法第 2 条第 2 項に規定する自動車をいう。)であって、自動車検査証の燃料の種類が電気と記載されているものをいう。

(補助対象自動車)

第3条 補助金の交付対象となる電気自動車(以下「補助対象自動車」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 自動車検査証の使用本拠の位置が、町内であること。
- (2) 自動車検査証の自家用・事業用の欄に自家用と記載されているものであること。
- (3) 自動車検査証の初度登録年月日が、令和 6 年 4 月 1 日以降であること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、自ら使用する目的で補助対象自動車を購入した個人のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 第 6 条の規定による申請を行う日において、本町の住民基本台帳に登録されていること。
- (2) 補助対象自動車の自動車検査証上の所有者であること。ただし、割賦販売の場合については、この限りでない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象自動車の購入に要した費用とし、上限額は 10 万円とする。

2 補助金の交付は、一の世帯につき補助対象自動車 1 台限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象自動車の新車登録日の翌日から起算して 3 月以内又は新車登録日の属する年度の 3 月 10 日のいずれか早い日までに富士川町電気自動車購入費補助金交付申請書(様式第 1 号)に次の書類を添付して町長に提出しなければならない

- (1) 自動車検査証の写し
- (2) 補助対象自動車購入費に係る領収書の写し

- (3) 割賦販売により補助対象自動車を購入した場合は、その契約に係る書面の写し
 - (4) 住民登録等の確認に係る同意書(様式第2号)
 - (5) 補助対象自動車の前後を撮影した写真(ナンバープレートが確認できるもの)
 - (6) その他町長が必要と認める書類
- (補助金の交付決定及び額の確定)

第7条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、富士川町電気自動車購入費補助金交付決定兼交付額確定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助金交付の請求及び交付)

第8条 申請者は、前条の規定による通知があったときは、速やかに富士川町電気自動車購入費補助金交付請求書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、内容を審査し、速やかに補助金を交付するものとする。

(財産処分等の制限)

第9条 補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付を受けて取得した補助対象自動車(次項において「補助車両」という。)を善良な管理者の注意を持って管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、新車登録の日から起算して、法定耐用年数(普通車にあっては、6年、軽自動車にあっては、4年)を経過する以前に補助車両を売却し、贈与し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ富士川町電気自動車購入費補助金に係る財産処分等承認申請書(様式第5号)を提出し、町長の承認を受けなければならない。

3 町長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を精査し、処分等を承認したときは、富士川町電気自動車購入費補助金に係る財産処分等承認(不承認)通知書(様式第6号)により、補助事業者に通知するものとする。

4 町長は、第2項の承認をするときは、当該補助事業者に対し、期限を定めて補助金の全部又は一部の額(法定耐用年数を月数に換算したもののから既に使用した月数を減じた期間に相当する補助金の額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)の返還を命ずるものとする。ただし、天災等による破損、当該補助事業者の責めに帰すべき事由以外の事由で当該補助対象自動車を処分等するときは、この限りでない。

5 第2項の承認を受けた補助事業者は、当該承認に係る処分等をしたときは、富士川町電気自動車購入費補助金に係る財産処分等報告書(様式第7号)に関係書類を添えて、町長にその旨を報告しなければならない。

(交付決定の取消し)

第10条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

- (2) 補助金の交付決定内容その他法令又はこの告示に違反したとき。
 - (3) 前条第3項の承認を受けずに補助対象自動車処分したとき。
 - (4) その他、町長が交付決定の取消し又は補助金の返還の必要があると認めるとき。
- (補助金の返還)

第11条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めて当該助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(情報提供の協力)

第12条 補助事業者は、町が行う電気自動車等に関する調査等への協力を求められた場合は、当該調査等へ協力するものとする。

(検査等)

第13条 町長は、必要に応じて補助対象自動車等について報告させ、又は検査を行うことができる。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

※改定される場合があり、その際は最新情報が適用されます。利用される場合は町民生活課までお問合せください。

第2期富士川町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

発行日：令和7年3月

発行：富士川町

編集：町民生活課

住所：〒400-0592

山梨県南巨摩郡富士川町天神中條1134番地

TEL：0556-22-1111（代表番号）

FAX：0556-22-8666